

# 基本計画書

基本計画									
事項	記入欄						備考		
計画の区分	大学の収容定員に係る学則変更								
フリガナ設置者	コクリツガイブクホシン キョウシュウダガイブク 国立大学法人 九州大学								
フリガナ大学の名称	キョウシュウダガイブク 九州大学 (Kyushu University)								
大学本部の位置	福岡市西区元岡744								
大学の目的	九州大学は、教育基本法（平成18年法律第120号）の精神に則り、学術の中心として広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。								
新設学部等の目的	<p>医学に関する知識・技術の教育及び広い見識と深い人間理解を基盤にし、医療・保健の指導・実践者、研究者へと発展する優れた医療人を育成することを目的とする。</p> <p>また、医学・生命科学及び保健学の領域において病む人々や、健康を願う人々の心を理解し、国際社会及び地域社会に貢献するという基本方針のもとに、自己学習能力を高める教育を目指す。</p> <p>今回の入学定員増員は、平成30年6月15日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2018」に基づき、地域の医師確保等の観点から行うものである。</p>								
新設学部等の概要	新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	開設時期及び開設年次	所在地	医学部医学科の今回の5名の入学定員の増員は、令和3年度までの臨時定員増である。また、医学部医学科の令和元年度における収容定員は666人である。
	【学部】 共創学部 共創学科	年	人	年次 人	人			福岡県福岡市西区 元岡744	
	文学部 人文学科	4	105	-	420	学士（学術）	平成30年度第1年次	福岡県福岡市西区 元岡744	
	教育学部	4	46	-	184	学士（教育学） 学士（学術）	昭和24年度第1年次	福岡県福岡市西区 元岡744	
	法学部	4	189	-	756	学士（法学） 学士（学術）	昭和24年度第1年次	福岡県福岡市西区 元岡744	
	経済学部 経済・経営学科	4	141	3年次 10	564	学士（経済学） 学士（学術）	平成12年度第1年次	福岡県福岡市西区 元岡744	
	経済工学科	4	85	3年次 10	340		昭和52年度第1年次		
	理学部 物理学科	4	55		220	学士（理学） 学士（学術）	昭和24年度第1年次	福岡県福岡市西区 元岡744	
	化学科	4	62		248		昭和24年度第1年次		
	地球惑星科学科	4	45	3年次	180		平成2年度第1年次		
	数学科	4	50	5	200		昭和24年度第1年次		
	生物学科	4	46		184		昭和24年度第1年次		
	医学部 医学科	6	110 (105)	-	640 (630)	学士（医学）	令和2年度4月 第1年次	福岡県福岡市東区 馬出3丁目1番1号	
	生命科学科	4	12		48	学士（生命医科学）	平成19年度第1年次		
	保健学科	4	134		536	学士（保健学） 学士（学術）	平成14年度第1年次		
	歯学部 歯学科	6	53	-	318	学士（歯学）	昭和42年度第1年次	福岡県福岡市東区 馬出3丁目1番1号	

年度	入学定員	編入学定員	収容定員
令和2年度	110	0	665
令和3年度	110	0	666
令和4年度	105	0	658
令和5年度	105	0	652
令和6年度	105	0	646
令和7年度	105	0	640
令和8年度	105	0	635
令和9年度	105	0	630

薬学部	創薬科学科	4	49	-	196	学士(創薬科学)		福岡県福岡市東区	令和元年8月届出済
	臨床薬学科	6	30		180	学士(薬学) 学士(学術)	平成18年度第1年次 平成18年度第1年次	馬出3丁目1番1号	
工学部	建築学科	4	58	-	232	学士(工学) 学士(学術)		福岡県福岡市西区	
	電気情報工学科	4	153		612		昭和29年度第1年次 平成8年度第1年次	元岡744	
	物質科学工学科	4	163		652		平成9年度第1年次		
	地球環境工学科	4	145		580		平成10年度第1年次		
	エネルギー科学科	4	95		380		平成10年度第1年次		
	機械航空工学科	4	164		656		平成11年度第1年次		
	芸術工学部							福岡県福岡市南区	
芸術工学科	4	187	-	748	学士(芸術工学)	令和2年度第1年次	塩原4丁目9番1号		
農学部	生物資源環境学科	4	226	-	904	学士(農学) 学士(学術)	平成10年度第1年次	福岡県福岡市西区 元岡744	
	計		2,554 (2,549)	3年次 25	10,582 (10,572)				
同一設置者内における 変更状況 (定員の移行, 名称の変更 等)	芸術工学部 <u>芸術工学科 (187) (令和元年8月届出済)</u> 芸術工学部 <u>環境設計学科(廃止) (△35) (令和2年4月)</u> <u>工業設計学科(廃止) (△45) (令和2年4月)</u> <u>画像設計学科(廃止) (△35) (令和2年4月)</u> <u>音響設計学科(廃止) (△35) (令和2年4月)</u> <u>芸術情報設計学科(廃止) (△37) (令和2年4月)</u> ※令和2年4月学生募集停止								
	教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数				卒業要件単位数		
			講義	演習	実験・実習	計			
		-	- 科目	- 科目	- 科目	- 科目	- 単位		

教 員 組 の 概 分	学 部 等 の 名 称	専任教員等						兼 任 教員等
		教授	准教授	講師	助教	計	助手	
		人	人	人	人	人	人	人
新	共創学部 共創学科	19 (19)	23 (23)	4 (4)	3 (3)	49 (49)	0 (0)	29 (29)
	文学部 人文学科	26 (26)	21 (21)	7 (7)	0 (0)	54 (54)	0 (0)	92 (92)
員	教育学部	12 (12)	13 (13)	1 (1)	2 (2)	28 (28)	0 (0)	51 (51)
	法学部	23 (23)	16 (16)	1 (1)	3 (3)	43 (43)	0 (0)	20 (20)
	経済学部 経済・経営学科	12 (12)	9 (9)	2 (2)	0 (0)	23 (23)	0 (0)	9 (9)
	経済工学科	9 (9)	7 (7)	1 (1)	3 (3)	20 (20)	0 (0)	6 (6)
	理学部 物理学科	20 (20)	16 (16)	1 (1)	12 (12)	49 (49)	0 (0)	4 (4)
	化学科	14 (14)	16 (16)	3 (3)	11 (11)	44 (44)	0 (0)	5 (5)
	地球惑星科学科	12 (12)	19 (19)	0 (0)	7 (7)	38 (38)	0 (0)	3 (3)
	数学科	29 (29)	22 (22)	0 (0)	15 (15)	66 (66)	0 (0)	30 (30)
	生物学科	11 (11)	8 (8)	2 (2)	14 (14)	35 (35)	0 (0)	3 (3)
	医学部 医学科	41 (41)	42 (42)	56 (56)	238 (238)	377 (377)	0 (0)	185 (185)
設	生命科学科	5 (5)	2 (2)	2 (2)	4 (4)	13 (13)	0 (0)	6 (6)
	保健学科	16 (16)	7 (7)	11 (11)	16 (16)	50 (50)	0 (0)	126 (126)
	歯学部 歯学科	19 (19)	15 (15)	14 (14)	50 (50)	98 (98)	0 (0)	98 (98)
	薬学部 創薬科学科	6 (6)	2 (2)	1 (1)	5 (5)	14 (14)	0 (0)	5 (5)
	臨床薬学科	10 (10)	10 (10)	1 (1)	6 (6)	27 (27)	0 (0)	30 (30)
	工学部 建築学科	7 (7)	10 (10)	0 (0)	6 (6)	23 (23)	0 (0)	23 (23)
	電気情報工学科	32 (32)	27 (27)	0 (0)	27 (27)	86 (86)	0 (0)	29 (29)
	物質科学工学科	31 (31)	29 (29)	0 (0)	26 (26)	86 (86)	0 (0)	31 (31)
	地球環境工学科	26 (26)	24 (24)	0 (0)	14 (14)	64 (64)	0 (0)	31 (31)
	エネルギー科学科	19 (19)	18 (18)	0 (0)	19 (19)	56 (56)	0 (0)	30 (30)
概	機械航空工学科	37 (37)	29 (29)	0 (0)	24 (24)	90 (90)	0 (0)	43 (43)
	芸術工学部 芸術工学部芸術工学科	14 (20)	36 (37)	2 (2)	20 (20)	72 (79)	0 (0)	268 (268)
	農学部 生物資源環境学科	51 (51)	59 (59)	1 (1)	48 (48)	159 (159)	0 (0)	0 (0)
	計	501 (507)	480 (481)	110 (110)	573 (573)	1,664 (1,671)	0 (0)	- (-)

要	既設分	基幹教育院		21 (21)	25 (25)	0 (0)	13 (13)	59 (59)	- (-)	- (-)	大学全体				
		計		21 (21)	25 (25)	0 (0)	13 (13)	59 (59)	- (-)	- (-)					
	合計		522 (528)	505 (506)	110 (110)	586 (586)	1,723 (1,730)	0 (0)	- (-)						
教員以外の職員の概要	職種		専任		兼任		計				大学全体				
	事務職員		人		人		人								
			1,051 (1,051)		0 (0)		1,051 (1,051)								
	技術職員		1,984 (1,984)		0 (0)		1,984 (1,984)								
	図書館専門職員		67 (67)		0 (0)		67 (67)								
	その他の職員		35 (35)		0 (0)		35 (35)								
計		3,137 (3,137)		0 (0)		3,137 (3,137)									
校地等	区分		専用		共用		共用する他の学校等の専用		計		大学全体				
	校舎敷地		2,226,717㎡		0㎡		0㎡		2,226,717㎡						
	運動場用地		251,169㎡		0㎡		0㎡		251,169㎡						
	小計		2,477,886㎡		0㎡		0㎡		2,477,886㎡						
	その他		72,886,913㎡		0㎡		0㎡		72,886,913㎡						
	合計		75,364,799㎡		0㎡		0㎡		75,364,799㎡						
校舎		専用		共用		共用する他の学校等の専用		計		大学全体					
		638,433㎡ ( 638,433 ㎡)		0㎡ ( 0 ㎡)		0㎡ ( 0 ㎡)		638,433㎡ ( 638,433 ㎡)							
教室等	講義室		演習室		実験実習室		情報処理学習施設		語学学習施設		大学全体				
	311室		347室		120室		4室 (補助職員 6人)		1室 (補助職員 3人)						
専任教員研究室			新設学部等の名称				室数				大学全体				
			医学部医学科				136 室								
図書・設備	新設学部等の名称		図書 〔うち外国書〕 冊		学術雑誌 〔うち外国書〕 種		電子ジャーナル 〔うち外国書〕 点		視聴覚資料 点		機械・器具 点		標本 点		学部単位での特定不能なため、大学全体の数
	医学部 医学科		4,199,828 [1,813,397] (4,199,828 [1,813,397])		83,348 [36,683] (83,348 [36,683])		63,248 [61,736] (63,248 [61,736])		10,507 (10,507)		76 (76)		7,434,882 (7,434,882)		
	計		4,199,828 [1,813,397] (4,199,828 [1,813,397])		83,348 [[36,683] (83,348 [36,683])		63,248 [61,736] (63,248 [61,736])		10,507 (10,507)		76 (76)		7,434,882 (7,434,882)		
図書館		面積			閲覧座席数			収納可能冊数			大学全体				
		46,365㎡			2,956 席			5,510,500 冊							
体育館		面積			体育館以外のスポーツ施設の概要							大学全体			
		11,139㎡			・野球場2面 ・400メートルトラック2面										
経費の見積り及び維持方法の概要	経費の見積り	区分		開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	国費による				
		教員1人当り研究費等			—	—	—	—	—	—					
		共同研究費等			—	—	—	—	—	—					
		図書購入費			—	—	—	—	—	—					
	設備購入費			—	—	—	—	—	—						
	学生1人当り納付金		第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次							
		— 千円	— 千円	— 千円	— 千円	— 千円	— 千円	— 千円	— 千円						
学生納付金以外の維持方法の概要			—												

既設大学等の状況	大学の名称	九州大学								
	学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	定員超過率	開設年度	所在地	
		年	人	年次 人	人		倍			
	【学部】 共創学部 共創学科	4	105	-	210	学士(学術)	1.01 1.01	平成30年度	福岡県福岡市西区 元岡744	
	文学部 人文学科	4	151	-	622	学士(文学) 学士(学術)	1.05 1.05	平成12年度	福岡県福岡市西区 元岡744	平成30年度入学定員減 (△9人)
	教育学部	4	46	-	192	学士(教育学) 学士(学術)	1.07	昭和24年度	福岡県福岡市西区 元岡744	平成30年度入学定員減 (△4人)
	法学部	4	189	-	778	学士(法学) 学士(学術)	1.04	昭和24年度	福岡県福岡市西区 元岡744	平成30年度入学定員減 (△11人)
	経済学部 経済・経営学科	4	141	3年次 10	602	学士(経済学) 学士(学術)	1.04 1.04	平成12年度	福岡県福岡市西区 元岡744	平成30年度入学定員減 (△9人)
	経済工学科	4	85	3年次 10	370		1.05	昭和52年度		(△5人)
	理学部 物理学科	4	55		228	学士(理学) 学士(学術)	1.05 1.04	昭和24年度	福岡県福岡市西区 元岡744	平成30年度入学定員減 (△4人)
	化学科	4	62		258		1.02	昭和24年度		(△5人)
	地球惑星科学科	4	45	3年次	186		1.04	平成2年度		(△3人)
	数学科	4	50	5	218		1.05	昭和24年度		(△4人)
	生物学科	4	46		190		1.10	昭和24年度		(△3人)
	医学部 医学科	6	111	-	666	学士(医学)	1.05 1.00	昭和24年度	福岡県福岡市東区 馬出3丁目1番1号	
	生命科学科	4	12		48	学士(生命医科学)	1.12	平成19年度		
	保健学科	4	134		542	学士(保健学) 学士(学術)	1.03	平成14年度		平成30年度入学定員減 (△3人)
	歯学部 歯学科	6	53	-	318	学士(歯学)	0.99 0.99	昭和42年度	福岡県福岡市東区 馬出3丁目1番1号	
	薬学部 創薬科学科	4	49	-	198	学士(創薬科学)	1.01 1.02	平成18年度	福岡県福岡市東区 馬出3丁目1番1号	平成30年度入学定員減 (△1人)(創薬科学科)
	臨床薬学科	6	30		180	学士(薬学) 学士(学術)	1.01	平成18年度		
工学部 建築学科	4	58	-	236	学士(工学) 学士(学術)	1.02 1.02	昭和29年度	福岡県福岡市西区 元岡744	平成30年度入学定員減 (△2人)	
電気情報工学科	4	153		622		1.01	平成8年度		(△5人)	
物質科学工学科	4	163		662		1.02	平成9年度		(△5人)	
地球環境工学科	4	145		590		1.04	平成10年度		(△5人)	
エネルギー科学科	4	95		388		1.02	平成10年度		(△4人)	
機械航空工学科	4	164		666		1.03	平成11年度		(△5人)	
芸術工学部 環境設計学科	4	35	-	146	学士(芸術工学) 学士(学術)	1.02 1.03	平成15年度	福岡県福岡市南区 塩原4丁目9番1号	平成30年度入学定員減 (△3人)	
工業設計学科	4	45		186		1.02	平成15年度		(△3人)	
画像設計学科	4	35		146		1.04	平成15年度		(△3人)	
音響設計学科	4	35		146		1.03	平成15年度		(△3人)	
芸術情報設計学科	4	37		154		1.00	平成15年度		(△3人)	
農学部 生物資源環境学科	4	226	-	910	学士(農学) 学士(学術)	1.05 1.05	平成10年度	福岡県福岡市西区 元岡744	平成30年度入学定員減	

【大学院】 人文科学府			-		修士 (文学) 博士 (文学)		平成12年度	福岡県福岡市西区 元岡744
人文基礎専攻								
修士課程	2	16		32		0.77		
博士後期課程	3	7		21		0.57		
歴史空間論専攻							平成12年度	
修士課程	2	20		40		0.50		
博士後期課程	3	9		27		0.73		
言語・文学専攻							平成12年度	
修士課程	2	20		40		0.62		
博士後期課程	3	9		27		0.77		
比較社会文化学府			-					福岡県福岡市西区 元岡744
日本社会文化専攻							平成12年度	平成26年より学生 募集停止
修士課程	2	-		-		-		
博士後期課程	3	-		-		-		
国際社会文化専攻							平成12年度	平成26年より学生 募集停止
修士課程	2	-		-		-		
博士後期課程	3	-		-		-		
地球社会統合科学府			-					福岡県福岡市西区 元岡744
地球社会統合科学専攻					修士 (学術)		平成26年度	
修士課程	2	60		120	修士 (理学)	0.66		
博士後期課程	3	35		105	博士 (学術) 博士 (理学)	0.65		
人間環境学府			-		修士 (人間環境学)			福岡県福岡市西区 元岡744
都市共生デザイン専攻					修士 (文学)		平成12年度	
修士課程	2	20		40	修士 (教育学)	1.05		
博士後期課程	3	5		15	修士 (心理学)	0.46		
人間共生システム専攻					修士 (工学)		平成12年度	
修士課程	2	11		22	博士 (人間環境学)	0.72		
博士後期課程	3	9		27	博士 (文学)	1.07		
行動システム専攻					博士 (教育学)		平成12年度	
修士課程	2	17		34	博士 (心理学)	1.08		
博士後期課程	3	10		30	博士 (工学)	0.93		
教育システム専攻							平成17年度	
修士課程	2	19		38		0.65		
博士後期課程	3	9		27		0.66		
空間システム専攻							平成12年度	
修士課程	2	28		56		1.65		
博士後期課程	3	7		21		0.56		
実践臨床心理学専攻 専門職学位課程	2	30		60		1.03	平成17年度	
法学府			-		修士 (法学) 博士 (法学)			福岡県福岡市西区 元岡744
法政理論専攻							平成22年度	
修士課程	2	72		134		0.44		
博士後期課程	3	17		51		0.33		
法務学府			-		法務博士 (専門職)			福岡県福岡市西区 元岡744
実務法学専攻 専門職学位課程	3	45		135		0.86	平成16年度	

経済学府			-		修士（経済学） 博士（経済学） 経営修士（専門職）		平成12年度	福岡県福岡市西区 元岡744
経済工学専攻						0.87		
修士課程	2	20		40				
博士後期課程	3	10		30		0.43		
経済システム専攻							平成15年度	
修士課程	2	27		54		0.99		
博士後期課程	3	14		42		0.49		
産業マネジメント専攻							平成15年度	
専門職学位課程	2	45		90		0.97		
理学府			-		修士（理学） 博士（理学）		平成20年度	福岡県福岡市西区 元岡744
物理学専攻								
修士課程	2	41		82		1.00		
博士後期課程	3	14		42		0.54		
化学専攻							平成20年度	
修士課程	2	62		124		1.04		
博士後期課程	3	19		57		0.53		
地球惑星科学専攻							平成12年度	
修士課程	2	41		82		1.01		
博士後期課程	3	14		42		0.71		
数理学府			-		修士（数理学） 修士（技術数理学） 博士（数理学） 博士（機能数理学）		平成12年度	福岡県福岡市西区 元岡744
数理学専攻								
修士課程	2	54		108		0.93		
博士後期課程	3	20		60		0.50		
システム生命科学府			-		修士 （システム生命科学） 修士（理学） 修士（工学） 修士（情報科学） 博士 （システム生命科学） 博士（理学） 博士（工学） 博士（情報科学）		平成15年度	福岡県福岡市西区 元岡744
システム生命科学専攻								
博士課程	5	54		270		1.37		
医学系学府			-		修士（医科学） 修士（看護学） 修士（保健学） 博士（医学） 博士（看護学） 博士（保健学） 医療経営・管理学 修士（専門職）		平成20年度	福岡県福岡市東区 馬出3丁目1番1号
医学専攻								
博士課程	4	107		428		1.21		
医科学専攻							平成15年度	
修士課程	2	20		40		0.77		
保健学専攻							平成19年度	
修士課程	2	27		54		1.16		
博士後期課程	3	10		30		0.86	平成21年度	
臓器機能医学専攻								
博士課程	4	-		-		-		
医療経営・管理学専攻							平成13年度	
専門職学位課程	2	20		40		1.00		
歯学府			-		博士（歯学） 博士（臨床歯学） 博士（学術）		平成12年度	福岡県福岡市東区 馬出3丁目1番1号
歯学専攻								
博士課程	4	43		172		0.83		
薬学府			-		修士（創薬科学） 博士（創薬科学） 博士（臨床薬学）			福岡県福岡市東区 馬出3丁目1番1号
創薬科学専攻								
修士課程	2	55		110		0.90	平成22年度	
博士後期課程	3	12		36		1.69	平成24年度	
臨床薬学専攻								
博士課程	4	5		20		1.15	平成24年度	

平成18年より学生募集停止

工学府			-		修士 (工学) 博士 (工学)		福岡県福岡市西区 元岡744	
物質創造工学専攻						平成12年度		
修士課程	2	38		76				
博士後期課程	3	10		30				
物質プロセス工学専攻						平成12年度		
修士課程	2	30		60				
博士後期課程	3	9		27				
材料物性工学専攻						平成12年度		
修士課程	2	33		66				
博士後期課程	3	7		21				
化学システム工学専攻						平成12年度		
修士課程	2	35		70				
博士後期課程	3	10		30				
建設システム工学専攻						平成12年度		
修士課程	2	24		48				
博士後期課程	3	8		24				
都市環境システム工学専攻						平成12年度		
修士課程	2	28		56				
博士後期課程	3	8		24				
海洋システム工学専攻						平成12年度		
修士課程	2	21		42				
博士後期課程	3	8		24				
地球資源システム工学専攻						平成12年度		
修士課程	2	20		40				
博士後期課程	3	8		24				
共同資源工学専攻						平成29年度		
修士課程	2	10		20				
エネルギー量子工学専攻						平成12年度		
修士課程	2	28		56				平成29年度入学生 員減
博士後期課程	3	10		30				(△2人)(博士後期課程)
機械工学専攻						平成22年度		
修士課程	2	62		124				平成29年度入学生 員減
博士後期課程	3	16		48				(△3人)(博士後期課程)
水素エネルギーシステム専攻						平成22年度		
修士課程	2	30		60				
博士後期課程	3	9		27				
航空宇宙工学専攻						平成12年度		
修士課程	2	30		60				
博士後期課程	3	12		36				
知能機械システム専攻								平成22年より学生 募集停止
修士課程	2	-		-				
博士後期課程	3	-		-				
芸術工学府			-		修士 (芸術工学) 修士 (芸術工学) (デザインストラテジー)		福岡県福岡市南区 塩原4丁目9番1号	
芸術工学専攻						平成15年度		
修士課程	2	92		184				
博士後期課程	3	25		75				
デザインストラテジー専攻					博士 (工学)			
修士課程	2	28		56		平成18年度		
博士後期課程	3	5		15		平成20年度		
システム情報科学府			-		修士 (情報科学)		福岡県福岡市西区 元岡744	
情報学専攻					修士 (理学)	平成21年度		
修士課程	2	40		80				
博士後期課程	3	14		42				
情報知能工学専攻					修士 (学術)			
修士課程	2	45		90		平成21年度		
博士後期課程	3	15		45				
					博士 (情報科学)			
					博士 (理学)			
					博士 (工学)			

電気電子工学専攻 修士課程 博士後期課程	2 3	55 16		110 48	博士 (学術)	1.36 0.66	平成21年度		
総合理工学府 量子プロセス理工学専攻 修士課程 博士後期課程 物質理工学専攻 修士課程 博士後期課程 先端エネルギー理工学専攻 修士課程 博士後期課程 環境エネルギー工学専攻 修士課程 博士後期課程 大気海洋環境システム学専攻 修士課程 博士後期課程			-		修士 (理学) 修士 (工学) 修士 (学術) 博士 (理学) 博士 (工学) 博士 (学術) 修士 (理学) 博士 (工学) 修士 (工学) 博士 (学術) 修士 (工学) 博士 (理学) 修士 (工学) 博士 (工学) 修士 (工学) 博士 (学術)	1.65 0.95 1.45 1.04 1.21 0.61 1.11 1.17 1.24 0.36	平成12年度 平成12年度 平成12年度 平成12年度 平成12年度 平成12年度 平成12年度	福岡県春日市春日 公園6丁目1番地	
生物資源環境科学府 資源生物学専攻 修士課程 博士後期課程 環境農学専攻 修士課程 博士後期課程 農業資源経済学専攻 修士課程 博士後期課程 生命機能科学専攻 修士課程 博士後期課程 生物産業創成専攻 博士後期課程			-	132 71	修士 (農学) 博士 (農学)	1.02 0.57	平成22年度	福岡県福岡市西区 元岡744	平成30年度入学生 員増 (16人) (7人) 平成30年度入学生 員減 (△9人) (△6人)
統合新領域学府 ユーザー感性学専攻 修士課程 博士後期課程 オートモーティブサイエンス専攻 修士課程 博士後期課程 ライブラリーサイエンス専攻 修士課程 博士後期課程			-	60 12	修士 (感性学) 修士 (芸術工学) 修士 (工学) 修士 (オートモーティブサイエンス) 修士 (ライブラリーサイエンス) 修士 (学術) 博士 (感性学) 博士 (芸術工学) 博士 (工学) 博士 (オートモーティブサイエンス) 博士 (ライブラリーサイエンス) 博士 (学術)	0.63 0.50 1.02 0.42 0.85 0.88	平成21年度 平成23年度 平成21年度 平成23年度 平成25年度	福岡県福岡市西区 元岡744	
	<p>○附属病院  名 称：九州大学病院  目 的：患者の診療を通じて医学、歯学の教育と研究を行うこと。  所 在 地：福岡市東区馬出3-1-1  設置年月：昭和24年5月  規 模 等：土地面積313,745㎡  (病院地区：九州大学病院、医学部、歯学部、薬学部、生体防御医学研究所)  校舎等敷地88,043㎡ (九州大学病院)  病床数1,275床、診療科37科</p>								

<p>附属施設の概要</p>	<p>○農場  名 称：九州大学農学部附属農場  目 的：農学に関する教育と研究を行うこと。  所 在 地：(農学部附属農場)福岡県糟屋郡粕屋町原町111  (高原農業実験実習場)大分県竹田市久住町久住字4045-4  設置年月：大正10年4月  規 模 等：土地面積396,670㎡(高原農業実験実習場を含む。)</p> <p>○演習林  名 称：九州大学農学部附属演習林  目 的：林学及び林産学に関する教育と研究を行うこと。  所 在 地：(福岡演習林)福岡県糟屋郡篠栗町津波黒394  (宮崎演習林)宮崎県東臼杵郡椎葉村大河内949  (北海道演習林)北海道足寄郡足寄町北五条1-85  (早良実習場)福岡県福岡市西区生の松原1-23-2  設置年月：大正11年5月  規 模 等：土地面積(全演習林の合計)71,425,335㎡</p> <p>○薬用植物園  名 称：九州大学薬学府附属薬用植物園  目 的：薬学に関する教育と研究を行うこと。  所 在 地：福岡県糟屋郡篠栗町津波黒394(九州大学農学部附属演習林内)  設置年月：昭和49年4月  規 模 等：土地面積26,800㎡</p>
----------------	---

(注)

- 1 共同学科等の認可の申請及び届出の場合、「計画の区分」,「新設学部等の目的」,「新設学部等の概要」,「教育課程」及び「教員組織の概要」の「新設分」の欄に記入せず,斜線を引くこと。
- 2 「教員組織の概要」の「既設分」については,共同学科等に係る数を除いたものとする。
- 3 私立の大学又は高等専門学校 の収容定員に係る学則の変更の届出を行おうとする場合は,「教育課程」,「教室等」,「専任教員研究室」,「図書・設備」,「図書館」及び「体育館」の欄に記入せず,斜線を引くこと。
- 4 大学等の廃止の認可の申請又は届出を行おうとする場合は,「教育課程」,「校地等」,「校舎」,「教室等」,「専任教員研究室」,「図書・設備」,「図書館」,「体育館」及び「経費の見積もり及び維持方法の概要」の欄に記入せず,斜線を引くこと。
- 5 「教育課程」の欄の「実験・実習」には,実技も含むこと。
- 6 空欄には,「-」又は「該当なし」と記入すること。

# 国立大学法人九州大学 設置申請等に関する組織の移行表

平成31年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	令和2年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	変更の事由
九州大学				九州大学				
共創学部				共創学部				
共創学科	105	—	420	共創学科	105	—	420	
文学部				文学部				
人文学科	151	—	604	人文学科	151	—	604	
教育学部	46	—	184	教育学部	46	—	184	
法学部	189	—	756	法学部	189	—	756	
経済学部		3年次		経済学部		3年次		
経済・経営学科	141	10	564	経済・経営学科	141	10	564	
経済工学科	85	10	340	経済工学科	85	10	340	
理学部				理学部				
物理学科	55	—	220	物理学科	55	—	220	
化学科	62	—	248	化学科	62	—	248	
地球惑星科学科	45	3年次	180	地球惑星科学科	45	3年次	180	
数学科	50	5	200	数学科	50	5	200	
生物科学科	46	—	184	生物科学科	46	—	184	
医学部				医学部				
医学科	111	—	666	医学科	<u>110</u>	—	<u>640</u>	
生命科学科	12	—	48	生命科学科	12	—	48	
保健学科	134	—	536	保健学科	134	—	536	
歯学部				歯学部				
歯学科	53	—	318	歯学科	53	—	318	
薬学部				薬学部				
創薬科学科	49	—	196	創薬科学科	49	—	196	
臨床薬学科	30	—	180	臨床薬学科	30	—	180	
工学部				工学部				
建築学科	58	—	232	建築学科	58	—	232	
電気情報工学科	153	—	612	電気情報工学科	153	—	612	
物質科学工学科	163	—	652	物質科学工学科	163	—	652	
地球環境工学科	145	—	580	地球環境工学科	145	—	580	
エネルギー科学科	95	—	380	エネルギー科学科	95	—	380	
機械航空工学科	164	—	656	機械航空工学科	164	—	656	
芸術工学部				芸術工学部				
環境設計学科	35	—	140	環境設計学科	<u>0</u>	—	<u>0</u>	令和2年4月学生募集停止
工業設計学科	45	—	180	工業設計学科	<u>0</u>	—	<u>0</u>	令和2年4月学生募集停止
画像設計学科	35	—	140	画像設計学科	<u>0</u>	—	<u>0</u>	令和2年4月学生募集停止
音響設計学科	35	—	140	音響設計学科	<u>0</u>	—	<u>0</u>	令和2年4月学生募集停止
芸術情報設計学科	37	—	148	芸術情報設計学科	<u>0</u>	—	<u>0</u>	令和2年4月学生募集停止
芸術工学科				芸術工学科	<u>187</u>	—	<u>748</u>	学科の設置(事前伺い)
農学部				農学部				
生物資源環境学科	226	—	904	生物資源環境学科	226	—	904	
計	2,555	25	10,608	計	2,554	25	10,582	

【大学院】

人文科学府

人文基礎専攻

修士課程 16 — 32

博士後期課程 7 — 21

歴史空間論専攻

修士課程 20 — 40

博士後期課程 9 — 27

言語・文学専攻

修士課程 20 — 40

博士後期課程 9 — 27

比較社会文化学府

日本社会文化専攻

修士課程 — —

博士後期課程 — —

国際社会文化専攻

修士課程 — —

博士後期課程 — —

地球社会統合科学府

地球社会統合科学専攻

修士課程 60 — 120

博士後期課程 35 — 105

人間環境学府

都市共生デザイン専攻

修士課程 20 — 40

博士後期課程 5 — 15

人間共生システム専攻

修士課程 11 — 22

博士後期課程 9 — 27

行動システム専攻

修士課程 17 — 34

博士後期課程 10 — 30

教育システム専攻

修士課程 19 — 38

博士後期課程 9 — 27

空間システム専攻

修士課程 28 — 56

博士後期課程 7 — 21

実践臨床心理学専攻

専門職学位課程 30 — 60

法学府

法政理論専攻

修士課程 72 — 134

博士後期課程 17 — 51

法務学府

実務法学専攻

専門職学位課程 45 — 135

経済学府

経済工学専攻

修士課程 20 — 40

博士後期課程 10 — 30

経済システム専攻

修士課程 27 — 54

博士後期課程 14 — 42

産業マネジメント専攻

専門職学位課程 45 — 90

理学府

物理学専攻

修士課程 41 — 82

博士後期課程 14 — 42

化学専攻

修士課程 62 — 124

博士後期課程 19 — 57

地球惑星科学専攻

修士課程 41 — 82

博士後期課程 14 — 42

数理学府

数理学専攻

修士課程 54 — 108

【大学院】

人文科学府

人文基礎専攻

修士課程 16 — 32

博士後期課程 7 — 21

歴史空間論専攻

修士課程 20 — 40

博士後期課程 9 — 27

言語・文学専攻

修士課程 20 — 40

博士後期課程 9 — 27

比較社会文化学府

日本社会文化専攻

修士課程 — —

博士後期課程 — —

平成26年より学生募集停止

国際社会文化専攻

修士課程 — —

博士後期課程 — —

平成26年より学生募集停止

地球社会統合科学府

地球社会統合科学専攻

修士課程 60 — 120

博士後期課程 35 — 105

人間環境学府

都市共生デザイン専攻

修士課程 20 — 40

博士後期課程 5 — 15

人間共生システム専攻

修士課程 11 — 22

博士後期課程 9 — 27

行動システム専攻

修士課程 17 — 34

博士後期課程 10 — 30

教育システム専攻

修士課程 19 — 38

博士後期課程 9 — 27

空間システム専攻

修士課程 28 — 56

博士後期課程 7 — 21

実践臨床心理学専攻

専門職学位課程 30 — 60

法学府

法政理論専攻

修士課程 72 — 134

博士後期課程 17 — 51

法務学府

実務法学専攻

専門職学位課程 45 — 135

経済学府

経済工学専攻

修士課程 20 — 40

博士後期課程 10 — 30

経済システム専攻

修士課程 27 — 54

博士後期課程 14 — 42

産業マネジメント専攻

専門職学位課程 45 — 90

理学府

物理学専攻

修士課程 41 — 82

博士後期課程 14 — 42

化学専攻

修士課程 62 — 124

博士後期課程 19 — 57

地球惑星科学専攻

修士課程 41 — 82

博士後期課程 14 — 42

数理学府

数理学専攻

修士課程 54 — 108

博士後期課程	20	—	60	博士後期課程	20	—	60	
システム生命科学府				システム生命科学府				
システム生命科学専攻				システム生命科学専攻				
博士課程	54	—	270	博士課程	54	—	270	
医学系学府				医学系学府				
医学専攻				医学専攻				
博士課程	107	—	428	博士課程	107	—	428	
医科学専攻				医科学専攻				
修士課程	20	—	40	修士課程	20	—	40	
保健学専攻				保健学専攻				
修士課程	27	—	54	修士課程	27	—	54	
博士後期課程	10	—	30	博士後期課程	10	—	30	
臓器機能医学専攻				臓器機能医学専攻				平成18年より学生募集停止
博士課程	—	—	—	博士課程	—	—	—	
医療経営・管理学専攻				医療経営・管理学専攻				
専門職学位課程	20	—	40	専門職学位課程	20	—	40	
歯学府				歯学府				
歯学専攻				歯学専攻				
博士課程	43	—	172	博士課程	43	—	172	
薬学府				薬学府				
創薬科学専攻				創薬科学専攻				
修士課程	55	—	110	修士課程	55	—	110	
博士後期課程	12	—	36	博士後期課程	12	—	36	
臨床薬学専攻				臨床薬学専攻				
博士課程	5	—	20	博士課程	5	—	20	
工学府				工学府				
物質創造工学専攻				物質創造工学専攻				
修士課程	38	—	76	修士課程	38	—	76	
博士後期課程	10	—	30	博士後期課程	10	—	30	
物質プロセス工学専攻				物質プロセス工学専攻				
修士課程	30	—	60	修士課程	30	—	60	
博士後期課程	9	—	27	博士後期課程	9	—	27	
材料物性工学専攻				材料物性工学専攻				
修士課程	33	—	66	修士課程	33	—	66	
博士後期課程	7	—	21	博士後期課程	7	—	21	
化学システム工学専攻				化学システム工学専攻				
修士課程	35	—	70	修士課程	35	—	70	
博士後期課程	10	—	30	博士後期課程	10	—	30	
建設システム工学専攻				建設システム工学専攻				
修士課程	24	—	48	修士課程	24	—	48	
博士後期課程	8	—	24	博士後期課程	8	—	24	
都市環境システム工学専攻				都市環境システム工学専攻				
修士課程	28	—	56	修士課程	28	—	56	
博士後期課程	8	—	24	博士後期課程	8	—	24	
海洋システム工学専攻				海洋システム工学専攻				
修士課程	21	—	42	修士課程	21	—	42	
博士後期課程	8	—	24	博士後期課程	8	—	24	
地球資源システム工学専攻				地球資源システム工学専攻				
修士課程	20	—	40	修士課程	20	—	40	
博士後期課程	8	—	24	博士後期課程	8	—	24	
共同資源工学専攻				共同資源工学専攻				
修士課程	10	—	20	修士課程	10	—	20	
エネルギー量子工学専攻				エネルギー量子工学専攻				
修士課程	28	—	56	修士課程	28	—	56	平成29年度入学定員減
博士後期課程	10	—	30	博士後期課程	10	—	30	(△2人)(博士後期課程)
機械工学専攻				機械工学専攻				
修士課程	62	—	124	修士課程	62	—	124	平成29年度入学定員減
博士後期課程	16	—	48	博士後期課程	16	—	48	(△3人)(博士後期課程)
水素エネルギーシステム専攻				水素エネルギーシステム専攻				
修士課程	30	—	60	修士課程	30	—	60	
博士後期課程	9	—	27	博士後期課程	9	—	27	
航空宇宙工学専攻				航空宇宙工学専攻				
修士課程	30	—	60	修士課程	30	—	60	
博士後期課程	12	—	36	博士後期課程	12	—	36	
知能機械システム専攻				知能機械システム専攻				平成22年より学生募集停止
修士課程	—	—	—	修士課程	—	—	—	
博士後期課程	—	—	—	博士後期課程	—	—	—	
芸術工学府				芸術工学府				
芸術工学専攻				芸術工学専攻				
修士課程	92	—	184	修士課程	92	—	184	
博士後期課程	25	—	75	博士後期課程	25	—	75	
デザインストラテジー専攻				デザインストラテジー専攻				
修士課程	28	—	56	修士課程	28	—	56	

博士後期課程	5	—	15
システム情報科学府			
情報学専攻			
修士課程	40	—	80
博士後期課程	14	—	42
情報知能工学専攻			
修士課程	45	—	90
博士後期課程	15	—	45
電気電子工学専攻			
修士課程	55	—	110
博士後期課程	16	—	48
総合理工学府			
量子プロセス理工学専攻			
修士課程	37	—	74
博士後期課程	14	—	42
物質理工学専攻			
修士課程	37	—	74
博士後期課程	14	—	42
先端エネルギー理工学専攻			
修士課程	34	—	68
博士後期課程	12	—	36
環境エネルギー工学専攻			
修士課程	26	—	52
博士後期課程	9	—	27
大気海洋環境システム学専攻			
修士課程	30	—	60
博士後期課程	11	—	33
生物資源環境科学府			
資源生物学専攻			
修士課程	66	—	132
博士後期課程	26	—	78
環境農学専攻			
修士課程	66	—	132
博士後期課程	21	—	63
農業資源経済学専攻			
修士課程	13	—	26
博士後期課程	5	—	15
生命機能科学専攻			
修士課程	99	—	198
博士後期課程	25	—	75
生物産業創成専攻			
博士後期課程	—	—	—
統合新領域学府			
ユーザー感性学専攻			
修士課程	30	—	60
博士後期課程	4	—	12
オートモーティブサイエンス専攻			
修士課程	21	—	42
博士後期課程	7	—	21
ライブラリーサイエンス専攻			
修士課程	10	—	20
博士後期課程	3	—	9

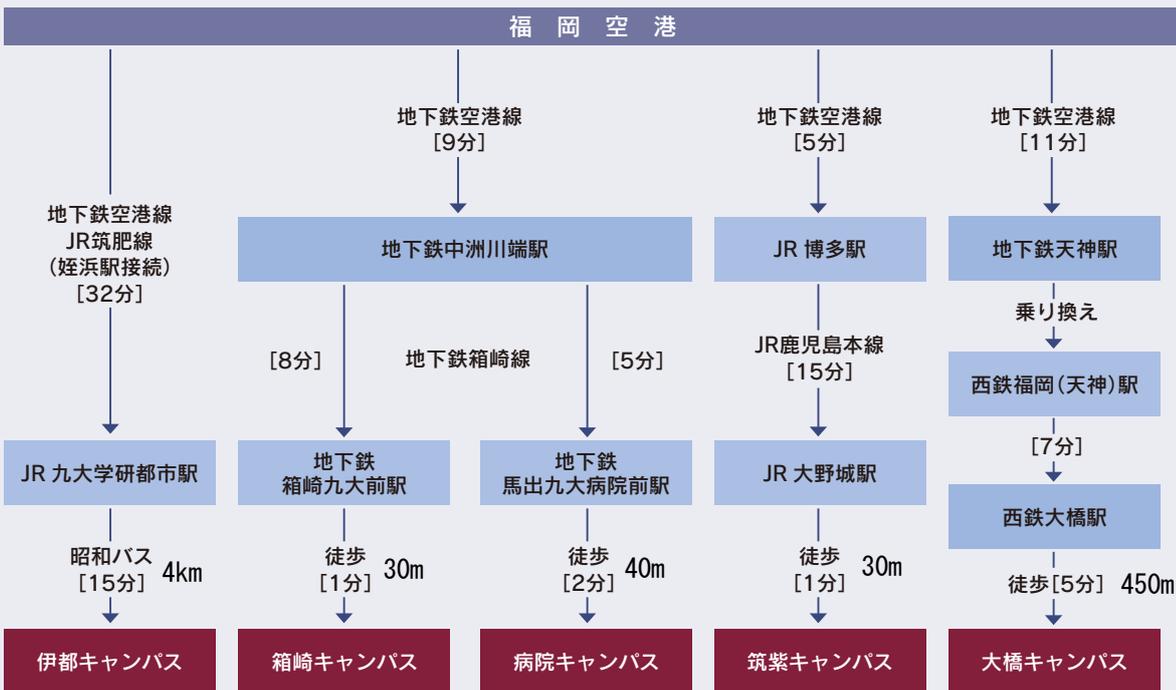
計 2,668 — 6,414

博士後期課程	5	—	15
システム情報科学府			
情報学専攻			
修士課程	40	—	80
博士後期課程	14	—	42
情報知能工学専攻			
修士課程	45	—	90
博士後期課程	15	—	45
電気電子工学専攻			
修士課程	55	—	110
博士後期課程	16	—	48
総合理工学府			
量子プロセス理工学専攻			
修士課程	37	—	74
博士後期課程	14	—	42
物質理工学専攻			
修士課程	37	—	74
博士後期課程	14	—	42
先端エネルギー理工学専攻			
修士課程	34	—	68
博士後期課程	12	—	36
環境エネルギー工学専攻			
修士課程	26	—	52
博士後期課程	9	—	27
大気海洋環境システム学専攻			
修士課程	30	—	60
博士後期課程	11	—	33
生物資源環境科学府			
資源生物学専攻			平成30年度入学定員増
修士課程	66	—	132 (16人)
博士後期課程	26	—	78 (7人)
環境農学専攻			平成30年度入学定員減
修士課程	66	—	132 (△9人)
博士後期課程	21	—	63 (△6人)
農業資源経済学専攻			
修士課程	13	—	26
博士後期課程	5	—	15
生命機能科学専攻			平成30年度入学定員減
修士課程	99	—	198 (△9人)(修士課程)
博士後期課程	25	—	75 平成30年度入学定員増
生物産業創成専攻			(13人)(博士後期課程)
博士後期課程	—	—	平成30年より学生募集停止
統合新領域学府			
ユーザー感性学専攻			
修士課程	30	—	60
博士後期課程	4	—	12
オートモーティブサイエンス専攻			
修士課程	21	—	42
博士後期課程	7	—	21
ライブラリーサイエンス専攻			
修士課程	10	—	20
博士後期課程	3	—	9

計 2,668 — 6,414



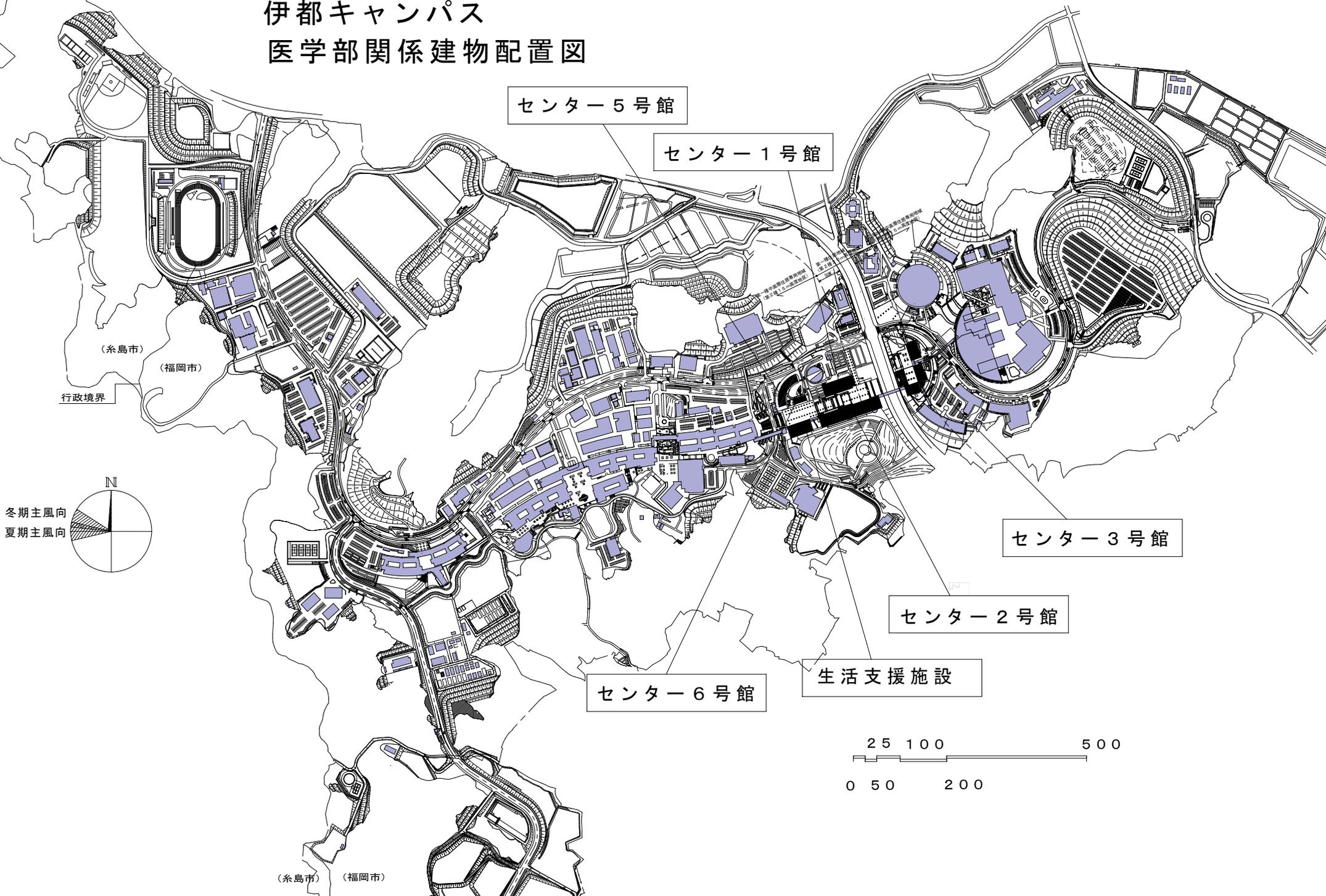
交通アクセス



※所要時間はおおよその時間。  
 ※伊都キャンパスへは、博多、天神からの直行バスも運行。  
 ※その他のアクセス方法は <http://www.kyushu-u.ac.jp/ja/campus/access/ito/> でご確認ください。

- 歴代総長 / 運営組織
- 役員等 / 経営協議会委員
- 教育研究 評議会評議員
- 沿革
- 伊都キャンパス への移転
- 学府・研究院 制度について
- 大学の組織
- 部局長等
- 教育研究組織
- 学生定員及び 在籍学生数
- 入学状況
- 学位取得者数等
- 学部卒業・ 大学院修了後 の進路状況
- 教職員数等
- 社会との連携
- 国際交流
- 収入・支出
- 研究プログラム 及び教育プログラ ムの採択状況
- キャンパスマップ
- その他の地区
- 土地・建物・ 諸施設
- 案内図

# 伊都キャンパス 医学部関係建物配置図



センター5号館

センター1号館

センター3号館

センター2号館

センター6号館

生活支援施設

(糸島市)

(福岡市)

行政境界

N

冬期主風向

夏期主風向

25 100 500

0 50 200

(糸島市)

(福岡市)

馬出キャンパス  
医学部関係建物配置図



動物実験施設

医療系統合教育研究センター

中央会議棟

臨床研究棟

図書館

基礎研究B棟

医学部保健学科

総合研究棟

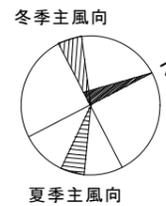
ウエストウイング

コラボレーション

基礎研究A棟

総合コホートセンター

歯学臨床研究棟・医系管理棟



地下鉄出入口

目次

- 第1章 総則（第1条～第2条の2）
- 第2章 組織等（第3条～第17条）
- 第3章 役員、職員等（第18条～第26条）
- 第4章 役員会、経営協議会、教育研究評議会及び総長選考会議（第27条～第30条）
- 第5章 部局長会議（第31条～第37条）
- 第6章 教授会（第38条）
- 第7章 雑則（第39条）

附則

- 第1章 総則  
 （目的等）

第1条 九州大学（以下「本学」という。）は、教育基本法（平成18年法律第120号）の精神に則り、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。【学教法第83条】

2 本学は、前項の目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

（自己評価等）

第2条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。【学教法第109条】

2 本学は、前項の自己点検・評価及び第三者評価等多様な評価の結果を本学の目標・計画に反映させ、不断の改革に努めるものとする。

（教育研究活動状況の公表）

第2条の2 本学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。【学教法第113条】

- 第2章 組織等  
 （学部）

第3条 本学に、次の表に掲げるとおり、学部及び学科を置く。

【学教法第85条】【大学設置基準第4条】

学 部	学 科
共創学部	共創学科
文学部	人文学科
教育学部	
法学部	
経済学部	経済・経営学科、経済工学科
理学部	物理学科、化学科、地球惑星科学科、数学科、生物学科

医学部	医学科、生命科学科、保健学科
歯学部	歯学科
薬学部	創薬科学科、臨床薬学科
工学部	建築学科、電気情報工学科、物質科学工学科、地球環境工学科、エネルギー科学科、機械航空工学科
芸術工学部	環境設計学科、工業設計学科、画像設計学科、音響設計学科、芸術情報設計学科
農学部	生物資源環境学科

2 学部又は学科ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、別に規則で定める。**【大学設置基準第2条】**

3 学部又は学科ごとの卒業認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針は、別に定める。

4 各学部の教員組織の編制その他必要な事項は、別に規則で定める。

5 学部の修業年限、教育課程、学生の入学、退学、卒業その他の学生の修学上必要な事項は、九州大学学部通則（平成16年度九大規則第2号）で定める。

（大学院）

第4条 本学に、九州大学大学院（以下「本大学院」という。）を置く。**【学教法第97条】**

2 本大学院は、本学の目的に則り、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。**【学教法第99条】**

3 本大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものは、専門職大学院とする。**【学教法第99条】**

第5条 本大学院に、学校教育法（昭和22年法律第26号）第100条ただし書に規定する研究科以外の教育研究上の基本となる組織として、教育上の目的に応じて組織する学府及び研究上の目的に応じ、かつ、教育上の必要性を考慮して組織する研究院を置く。

**【学教法第100条】**

第6条 前条の本大学院に置く学府は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、当該学府にそれぞれ同表の右欄に掲げる専攻を置く。**【大学院設置基準第6条】**

学 府	専 攻
人文科学府	人文基礎専攻、歴史空間論専攻、言語・文学専攻
地球社会統合科学府	地球社会統合科学専攻
人間環境学府	都市共生デザイン専攻、人間共生システム専攻、行動システム専攻、教育システム専攻、空間システム専攻、実践臨床心理学専攻
法学府	法政理論専攻
法務学府	実務法学専攻
経済学府	経済工学専攻、経済システム専攻、産業マネジメント専攻

理学府	物理学専攻、化学専攻、地球惑星科学専攻
数理学府	数理学専攻
システム生命科学府	システム生命科学専攻
医学系学府	医学専攻、医科学専攻、保健学専攻、医療経営・管理学専攻
歯学府	歯学専攻
薬学府	創薬科学専攻、臨床薬学専攻
工学府	物質創造工学専攻、物質プロセス工学専攻、材料物性工学専攻、化学システム工学専攻、建設システム工学専攻、都市環境システム工学専攻、海洋システム工学専攻、地球資源システム工学専攻、共同資源工学専攻、エネルギー量子工学専攻、機械工学専攻、水素エネルギーシステム専攻、航空宇宙工学専攻
芸術工学府	芸術工学専攻、デザインストラテジー専攻
システム情報科学府	情報学専攻、情報知能工学専攻、電気電子工学専攻
総合理工学府	量子プロセス理工学専攻、物質理工学専攻、先端エネルギー理工学専攻、環境エネルギー工学専攻、大気海洋環境システム学専攻
生物資源環境科学府	資源生物科学専攻、環境農学専攻、農業資源経済学専攻、生命機能科学専攻
統合新領域学府	ユーザー感性学専攻、オートモーティブサイエンス専攻、ライブラリーサイエンス専攻
備考	<p>各学府は、博士課程とする。ただし、医学系学府医科学専攻は修士課程、人間環境学府実践臨床心理学専攻、法務学府実務法学専攻、経済学府産業マネジメント専攻及び医学系学府医療経営・管理学専攻は専門職学位課程（第4条第3項の専門職大学院の課程をいう。以下同じ。）とし、そのうち法務学府実務法学専攻は法科大学院とする。</p>

- 2 学府又は専攻ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、別に規則で定める。  
【大学院設置基準第1条の2】
- 3 学府又は専攻ごとの修了認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針は、別に定める。
- 4 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するために必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。  
【大学院設置基準第4条第1項】
- 5 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。  
【大学院設置基準第3条第1項】
- 6 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力

を培うことを目的とし、そのうち法科大学院にあつては、専ら法曹養成のための教育を行うことをその目的とする。

【専門職大学院設置基準第2条第1項、第18条】

7 各学府の教員組織の編制その他必要な事項は、別に規則で定める。

8 学府の修業年限、教育方法、学生の入学、退学、修了その他の学生の修学上必要な事項は、九州大学大学院通則（平成16年度九大規則第3号）で定める。

第7条 第5条の本大学院に置く研究院は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 人文科学研究院
- (2) 比較社会文化研究院
- (3) 人間環境学研究院
- (4) 法学研究院
- (5) 経済学研究院
- (6) 言語文化研究院
- (7) 理学研究院
- (8) 数理学研究院
- (9) 医学研究院
- (10) 歯学研究院
- (11) 薬学研究院
- (12) 工学研究院
- (13) 芸術工学研究院
- (14) システム情報科学研究院
- (15) 総合理工学研究院
- (16) 農学研究院

(基幹教育院)

第7条の2 本学に、本学の学生として共通に期待される学びの基幹を育成するための全学組織として、基幹教育院を置く。

2 基幹教育院の内部組織その他必要な事項は、別に定める。

(高等研究院)

第7条の3 本学に、高度な研究活動を推進するための全学的組織として、高等研究院を置く。

2 高等研究院は、本学が世界的研究教育拠点として、学界をリードする卓越した研究成果を上げるために、分野を問わず、本学の誇る優れた研究者のうち、その専門分野において極めて高い研究業績を有する者、ポスト・プロフェッサー及び本学の次世代を担う若手研究者が実質的かつ高度な研究活動を展開する場として、全学的な協力体制のもとに設置するとともに、これらの活動を通じて人材を育成し、その研究成果を広く社会に還元することを目的とする。

3 高等研究院の内部組織その他必要な事項は、別に定める。

(附置研究所)

第8条 本学に、研究所を附置する。

2 前項の研究所（以下「附置研究所」という。）は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、当該附置研究所の目的は、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

【学教法第96条】

附置研究所	目的
生体防御医学研究所	生体防御医学に関する学理及びその応用の研究
応用力学研究所	力学に関する学理及びその応用の研究
先導物質化学研究所	物質化学に関する先導的な総合研究
マス・フォア・インダストリ研究所	数学の産業応用及びその学理研究

3 各附置研究所の内部組織その他必要な事項は、別に規則で定める。  
(国際研究所)

第8条の2 本学に、カーボンニュートラル・エネルギー国際研究所を置く。

2 カーボンニュートラル・エネルギー国際研究所は、カーボンニュートラル・エネルギー研究に関する基礎科学を創出するとともに、環境調和型で持続可能な社会の実現に向けた課題の解決に貢献することを目的とする。

3 カーボンニュートラル・エネルギー国際研究所の内部組織その他必要な事項は、別に規則で定める。  
(病院)

第9条 医学部及び歯学部に、これらに附属する共用の教育研究施設として、医学部・歯学部附属病院を置き、九州大学病院（以下「病院」という。）と称する。 【大学設置基準第39条】

2 病院の内部組織その他必要な事項は、別に規則で定める。  
(附属図書館)

第10条 本学に、附属図書館を置く。 【大学設置基準第36条】

2 附属図書館の内部組織その他必要な事項は、別に規則で定める。

第11条 削除

(情報基盤研究開発センター)

第12条 本学に、研究、教育等に係る情報化を推進するための実践的調査研究、基盤となる設備等の整備及び提供その他専門的業務を行う全国共同利用施設として、情報基盤研究開発センターを置く。

2 情報基盤研究開発センターは、前項の業務のほか、本学における情報基盤に係るシステム開発を行う。

3 情報基盤研究開発センターの内部組織その他必要な事項は、別に規則で定める。  
(教育関係共同利用拠点)

第12条の2 第7条の2に規定する基幹教育院は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下「学教法施行規則」という。）第143条の2第2項の規定により、文部科学大臣の認定を受けた教育関係共同利用拠点として他大学の利用に供するものとする。

(共同利用・共同研究拠点)

第12条の3 次の表に掲げる附置研究所等は、学教法施行規則第143条の3第2項の規定により、文部科学大臣の認定を受けた共同利用・共同研究拠点としてそれぞれ学術研究の発展に資するものとする。

附置研究所等	共同利用・共同研究拠点
生体防御医学研究所	多階層生体防御システム研究拠点
応用力学研究所	応用力学共同研究拠点
先導物質化学研究所	物質・デバイス領域共同研究拠点
マス・フォア・インダストリ研究所	産業数学の先進的・基礎的共同研究拠点
情報基盤研究開発センター	学際大規模情報基盤共同利用・共同研究拠点

(エネルギー研究教育機構)

第12条の4 本学に、エネルギー分野における高度な研究及び教育活動を推進するための全学的組織として、エネルギー研究教育機構を置く。

2 エネルギー研究教育機構の内部組織その他必要な事項は、別に定める。

(アジア・オセアニア研究教育機構)

第12条の5 本学に、アジア・オセアニア地域における社会的課題の解決、課題の発掘及び提示に向けた研究教育活動を推進するための全学的組織として、アジア・オセアニア研究教育機構を置く。

2 アジア・オセアニア研究教育機構の内部組織その他必要な事項は、別に定める。  
(学内共同教育研究センター)

第13条 本学に、次に掲げるいずれかの機能を担い、本学の教員その他の者が共同して教育研究活動を行う組織として、学内共同教育研究センターを置く。【学教法第96条】

- (1) 主に教育又は研究活動を支援すること。
- (2) 主に教育又は研究を推進すること。
- (3) その他全学業務を推進すること。

2 学内共同教育研究センターは、次の表の左欄に掲げるとおりとし、そのうち設置期間を定める学内共同教育研究センターの当該設置期間の満了する日は、それぞれ同表右欄のとおりとする。

学内共同教育研究センター	設置期間の満了する日
生物環境利用推進センター	
熱帯農学研究センター	
アイソトープ統合安全管理センター	
中央分析センター	
留学生センター	
総合研究博物館	
システムL S I 研究センター	令和3年3月31日
国際宇宙天気科学・教育センター	令和4年3月31日
韓国研究センター	
医療系統合教育研究センター	
超伝導システム科学研究センター	令和5年3月31日
未来デザイン学センター	
グローバルイノベーションセンター	
超顕微解析研究センター	
環境安全センター	
西部地区自然災害資料センター	

大学文書館	
ロバート・ファン／アントレプレナーシップ・センター	
アドミッションセンター	
水素エネルギー国際研究センター	
未来化学創造センター	令和2年3月31日
鉄鋼リサーチセンター	令和2年3月31日
低温センター	
加速器・ビーム応用科学センター	
稲盛フロンティア研究センター	令和2年9月30日
グリーンテクノロジー研究教育センター	令和5年3月31日
シンクロトロン光利用研究センター	
先端融合医療創成センター	令和4年3月31日
極限プラズマ研究連携センター	令和6年3月31日
有体物管理センター	
分子システム科学センター	令和5年3月31日
日本エジプト科学技術連携センター	令和6年3月31日
プラズマナノ界面工学センター	令和6年3月31日
先端医療イノベーションセンター	令和2年3月31日
EUセンター	令和3年5月31日
環境発達医学研究センター	令和3年3月31日
ユヌス&椎木ソーシャル・ビジネス研究センター	令和3年9月30日
バイオメカニクス研究センター	令和3年3月31日
次世代燃料電池産学連携研究センター	令和4年3月31日
科学技術イノベーション政策教育研究センター	令和8年3月31日

先端素粒子物理研究センター	令和5年3月31日
分子システムデバイス産学連携教育研究センター	令和6年3月31日
水素材料先端科学研究センター	令和5年3月31日
アジア埋蔵文化財研究センター	令和5年3月31日
キャンパスライフ・健康支援センター	
五感応用デバイス研究開発センター	令和5年10月31日
持続可能な社会のための決断科学センター	
サイバーセキュリティセンター	
数理・データサイエンス教育研究センター	令和4年3月31日
植物フロンティア研究センター	令和5年3月31日
最先端有機光エレクトロニクス研究センター	令和6年3月31日
都市研究センター	令和6年3月31日

3 各学内共同教育研究センターの内部組織その他必要な事項は、別に規則で定める。

(先導的研究センター)

第13条の2 本学に、先導的に研究を行う拠点として、先導的研究センターを置く。

2 先導的研究センターは、次の表の左欄に掲げるとおりとし、各先導的研究センターの設置期間の満了する日は、それぞれ同表右欄のとおりとする。

先導的研究センター	設置期間の満了する日
免疫機構研究センター	令和2年3月31日
ヒトプロテオーム研究センター	令和5年3月31日
次世代蓄電デバイス研究センター	令和3年3月31日
次世代経皮吸収研究センター	令和3年3月31日
量子ナノスピン物性研究センター	令和2年3月31日
第三段階教育研究センター	令和2年3月31日
スマートモビリティ研究開発センター	令和2年3月31日
惑星微量有機化合物研究センター	令和2年3月31日
浅海底フロンティア研究センター	令和3年3月31日

確率解析研究センター	令和3年3月31日
多重ゼータ研究センター	令和3年3月31日
がん幹細胞研究センター	令和3年3月31日
大気物理統合解析センター	令和4年3月31日

3 各先導的研究センターの内部組織その他必要な事項は、別に規則で定める。  
(学部等の附属施設)

第14条 次の表の左欄に掲げる学部、学府、研究院、附置研究所等に、それぞれ同表の右欄に掲げる附属の教育施設又は研究施設を置く。 **【大学設置基準第39条】**

学 部 等	附 属 施 設
理学部	天草臨海実験所
農学部	農場、演習林
人間環境学府	総合臨床心理センター
工学府	ものづくり工学教育研究センター
システム情報科学府	電気エネルギーシステム教育研究センター、高度ICT人材教育開発センター
薬学府	薬用植物園
生物資源環境科学府	水産実験所
理学研究院	地震火山観測研究センター
医学研究院	胸部疾患研究施設、心臓血管研究施設、脳神経病研究施設、ヒト疾患モデル研究センター、総合コホートセンター、プレジジョンメディスン研究センター
歯学研究院	オーラルヘルス・ブレインヘルス・トータルヘルス研究センター
薬学研究院	産学官連携創薬育薬センター
工学研究院	環境工学研究教育センター、アジア防災研究センター、国際教育支援センター、小分子エネルギーセンター
芸術工学研究院	応用知覚科学研究センター、応用生理人類学研究センター、ソーシャルアートラボ、環境設計グローバル・ハブ
システム情報科学研究院	先進電気推進飛行体研究センター

農学研究院	生物的防除研究施設、遺伝子資源開発研究センター、国際農業教育・研究推進センター、イノベティブバイオアーキテクチャーセンター、昆虫科学・新産業創生研究センター
生体防御医学研究所	トランスオミクス医学研究センター、システム免疫学統合研究センター
応用力学研究所	大気海洋環境研究センター、高温プラズマ理工学研究センター、自然エネルギー統合利用センター
カーボンニュートラル・エネルギー国際研究所	次世代冷媒物性評価研究センター
情報基盤研究開発センター	汎オミクス計測・計算科学センター

2 各附属施設の内部組織その他必要な事項は、当該学部等の長が、別に定める。

(国際交流推進機構)

第15条 本学に、次に掲げる特定の重要事項に関し、企画、実施又は推進する組織として、国際交流推進機構を置く。

- (1) 学術の国際交流の推進
- (2) 学生の海外留学及び外国人留学生受入れ等の推進
- (3) アジアの総合研究等の推進

2 国際交流推進機構の構成その他必要な事項は、別に規則で定める。

(情報統括本部)

第15条の2 本学に、全学的な情報支援を行うための組織として、情報統括本部を置く。

2 情報統括本部の目的は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 全学的な情報基盤の整備
- (2) 情報技術を用いた教育研究及び大学運営に関わる業務の総合的な支援

3 情報統括本部の構成その他必要な事項は、別に規則で定める。

(統合移転推進本部)

第15条の3 本学に、統合移転事業及び伊都キャンパスの整備計画を推進するための組織として、統合移転推進本部を置く。

2 統合移転推進本部の構成その他必要な事項は、別に規則で定める。

(基金本部)

第15条の4 本学に、九州大学基金による支援助成事業及び基金強化事業（以下「基金事業」という。）を推進するための組織として、基金本部を置く。

2 基金本部の構成その他必要な事項は、別に規則で定める。

(広報本部)

第15条の5 本学に、広報戦略の策定及び広報活動の推進を図るための組織として、広報本部を置く。

2 広報本部の構成その他必要な事項は、別に規則で定める。

(グローバル化推進本部)

第15条の6 本学に、全学的なグローバル化を推進するための組織として、グローバル化推進本部を置く。

2 グローバル化推進本部の構成その他必要な事項は、別に規則で定める。

(学術研究・産学官連携本部)

第15条の7 本学に、全学の学術研究及び産学官連携を推進するための組織として、学術研究・産学官連携本部を置く。

2 学術研究・産学官連携本部の構成その他必要な事項は、別に定める。

(教育改革推進本部)

第15条の8 本学に、教育課程及び教育方法等の改善、高大接続・入試改革等の教育改革並びにキャリア教育の開発等を推進するための組織として、教育改革推進本部を置く。

2 教育改革推進本部の構成その他必要な事項は、別に定める。

(推進室等)

第16条 本学に、特定の重要事項を企画、推進又は支援する組織として、推進室等を置く。

2 前項の推進室等は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、当該推進室等の目的は、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

推進室等	目的
社会連携推進室	社会連携（産学官連携を除く。）の推進を支援すること。
国際交流推進室	国際交流の推進を支援すること。
SHAREオフィス	全学的なグローバル化の推進を支援すること。
インスティテューショナル・リサーチ室	大学運営の基礎となる情報の調査・収集・分析及び提供により、大学の意思決定を支援すること。
キャンパス計画室	キャンパス計画の推進を支援すること。
環境安全衛生推進室	安全衛生の推進を支援すること。
男女共同参画推進室	男女共同参画の推進を支援すること。
情報環境整備推進室	情報環境整備の推進を支援すること。
統合移転事業推進室	統合移転事業及び伊都キャンパスの整備計画に係る企画・立案を行うこと。
法務統括室	法務機能の強化に係る企画・立案を行うこと。
基金事業推進室	基金事業の実施に係る企画・立案を行うこと。
同窓生連携推進室	同窓生との連携に関すること。
広報戦略推進室	広報戦略に基づく広報活動の推進を支援すること。
跡地処分統括室	移転跡地処分のリスクマネジメントに係る企画・立案等を行うこと。

3 前項の各推進室等の内部組織その他必要な事項は、別に定める。

(伊都診療所)

第16条の2 本学に、伊都診療所（以下「診療所」という。）を置く。

2 診療所の内部組織その他必要な事項は、別に定める。

(事務組織)

第17条 本学に、庶務、会計、施設及び学生の厚生補導等に関する事務を処理させるため事務局を置く。

2 本学の学部、学府等に、その事務を処理させるため事務部を置く。ただし、必要がある場合は、数個の学部等の事務を併せて処理する事務部を置く。

3 前2項に規定する事務組織のほか、本学に、内部監査を実施させるとともに、監事監査の事務を補助させるため監査室を置く。

4 前3項の事務組織の内部組織その他必要な事項は、別に規則で定める。

【大学設置基準第41条、第42条】

(技術部)

第17条の2 本学の学部、学府、研究院、基幹教育院、附置研究所等に、教育研究に関する技術的な支援を行わせるため、技術部を置くことができる。

2 前項の技術部の内部組織その他必要な事項は、別に定める。

第3章 役員、職員等

(役員)

第18条 国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法人法」という。）第10条の規定に基づき、本学に、役員として、学長（「総長」と称する。）、理事8人以内及び監事2人を置く。

【法人法第10条】

第19条 総長は、校務をつかさどり、所属職員を統督するとともに、本学を代表し、その業務を総理する。

【学教法第92条】【法人法第11条】

2 総長は、この規則その他の総長が定める規則等において理事又は職員に委任する業務について報告を求め、必要な措置を命じ、又はその措置を自ら行うことができる。

第20条 理事は、総長の定めるところにより、総長を補佐して本学の業務を掌理し、総長に事故があるときはその職務を代理し、総長が欠員のときはその職務を行う。

【法人法第11条】

第21条 監事は、本学の業務を監査する。この場合において、監事は、監査報告を作成しなければならない。

2 監事は、いつでも、役員（監事を除く。）及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は本学の業務及び財産の状況を調査することができる。

【法人法第11条】

(職員)

第22条 本学に、教員、事務職員、技術職員、高度専門職員その他必要な職員を置く。

2 前項の教員は、教授、准教授、講師、助教、准助教及び助手（「教務助手」と称する。）とする。

3 教授、准教授、講師、助教及び教務助手の職務は学校教育法（昭和22年法律第26号）第92条の定めるところによるものとし、准助教の職務は教授及び准教授の職務を助けることとする。

【学教法第92条】

(副学長)

第23条 本学に、総長の定めるところにより、総長を助け、命を受けて校務をつかさどるため、副学長若干人を置く。

2 副学長は、理事のうちから総長が指名する者が兼ねる。

3 前項の規定にかかわらず、総長が特に必要と認めた場合は、職員のうちから総長が指名する者が副学長を兼ねることができるものとする。

【学教法第92条】

(副理事)

第24条 本学に、総長の定めるところにより、理事の職務を助けるため、副理事若干人を置く。

2 副理事は、教授その他の職員のうちから総長が指名する。

(総長補佐)

第24条の2 本学に、総長の定めるところにより、総長が命ずる特定の事項を担当し、総長を助けるため、総長補佐若干人を置くことができる。

2 総長補佐は、教授その他の職員のうちから総長が指名する。

(部局長等)

第25条 学部、学府、研究院、基幹教育院、附置研究所、カーボンニュートラル・エネルギー

国際研究所、病院、附属図書館及び情報基盤研究開発センター（以下「部局」という。）に長（以下「部局長」という。）を置く。

- 2 部局長は、当該部局の業務を掌理する。
- 3 各部局に、副部局長を置くことができる。
- 4 副部局長は、部局長の定めるところにより、部局長を補佐して部局の業務を処理し、部局長に事故があるときはその職務を代理し、部局長が欠員のときはその職務を行う。
- 5 部局長及び副部局長の任命手続その他必要な事項は、別に規則で定める。
- 6 学科及び専攻に、それぞれ学科長又は専攻長を置くことができる。
- 7 学科長及び専攻長の任命手続その他必要な事項は、別に定めるものとする。

（センター長等）

第26条 学内共同教育研究センターに長（以下「センター長」という。）を置く。

- 2 センター長は、当該学内共同教育研究センターの業務を掌理する。
- 3 各学内共同教育研究センターに、副センター長を置くことができる。
- 4 副センター長は、センター長の定めるところにより、センター長を補佐して当該学内共同教育研究センターの業務を処理し、センター長に事故があるときはその職務を代理し、センター長が欠員のときはその職務を行う。
- 5 センター長及び副センター長の任命手続その他必要な事項は、別に規則で定める。

第26条の2 先導的研究センターに長（以下「センター長」という。）を置く。

- 2 センター長は、当該先導的研究センターの業務を掌理する。
- 3 各先導的研究センターに、副センター長を置くことができる。
- 4 副センター長は、センター長の定めるところにより、センター長を補佐して当該先導的研究センターの業務を処理し、センター長に事故があるときはその職務を代理する。
- 5 センター長及び副センター長の任命手続その他必要な事項は、別に規則で定める。

（所長）

第26条の3 診療所に、所長を置く。

- 2 所長は、診療所の業務を掌理する。
  - 3 所長は、本学の教員のうちから総長が指名する。
- 第4章 役員会、経営協議会、教育研究評議会及び総長選考会議  
（役員会）

第27条 本学に、法人法第11条第2項各号に規定する事項を審議するため、総長及び理事で構成する役員会を置く。 【法人法第11条】

- 2 役員会の議事の手続その他必要な事項は、別に規則で定める。
- （経営協議会）

第28条 本学に、法人法第20条の規定に基づき、本学の経営に関する重要事項を審議する機関として、経営協議会を置く。 【法人法第20条】

- 2 経営協議会の議事の手続その他必要な事項は、別に規則で定める。
- （教育研究評議会）

第29条 本学に、法人法第21条の規定に基づき、本学の教育研究に関する重要事項を審議する機関として、教育研究評議会を置く。 【法人法第21条】

- 2 教育研究評議会の議事の手続その他必要な事項は、別に規則で定める。
- （総長選考会議）

第30条 本学に、法人法第12条第2項から第6項までの規定に基づき、総長選考会議（以下「選考会議」という。）を置く。 【法人法第12条】

- 2 選考会議の組織に関し必要な事項は、別に規則で定める。
- 第5章 部局長会議  
（部局長会議）

第31条 本学に、今後の総合計画の企画立案等に関する基本的事項について審議するため、将来計画委員会を置く。

第32条 本学に、予算管理に関する重要事項を審議するため、財務委員会を置く。

第33条 本学に、大学評価に関する重要事項を審議するため、大学評価委員会を置く。

第34条 本学に、ハラスメントの防止に関する事項を審議するため、ハラスメント委員会を置く。

第35条 本学に、男女共同参画の推進に関する事項を審議するために、男女共同参画推進委員会を置く。

第36条 本学に、大学運営上の課題に係る総合的な人事制度、人員管理及び人件費計画等に関する重要事項を審議するために、人事委員会を置く。

第36条の2 本学に、基金事業に関する事項を審議するために、基金委員会を置く。

第36条の3 本学に、障害者差別の解消の推進に関する事項を審議するために、障害者支援推進委員会を置く。

第37条 第31条から前条までに規定する委員会（「部局長会議」と総称する。）の組織、議事の手続その他必要な事項は、別に規則で定める。

#### 第6章 教授会

第38条 部局（病院及び附属図書館を除く。）に、教授会を置く。 【学教法第93条】

2 教授会の組織、審議事項、議事の手続その他必要な事項は、九州大学教授会通則（平成16年度九大規則第8号）で定める。

#### 第7章 雑則

（雑則）

第39条 この規則に定めるもののほか、本学の目的を達成するために必要な事項は、別に規則で定める。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 法人法附則第16条第1項の規定に基づき本学に置かれる九州大学医療技術短期大学部（以下「短期大学部」という。）は、平成16年4月1日に短期大学部に在学する学生が短期大学部に在学しなくなる日において、廃止する。
- 3 前項の短期大学部に在学する学生の教育課程の履修その他当該学生の教育に必要な事項については、九州大学医療技術短期大学部学則（昭和46年4月8日施行）等の規定によるものとする。
- 4 法人法附則第17条の規定に基づき、平成15年9月30日に当該大学に在学する者が在学しなくなる日までの間存続するものとされた九州芸術工科大学に在学する者（以下「在学者」という。）の卒業又は大学院の課程修了のため必要となる教育は、九州大学芸術工学部（以下「芸術工学部」という。）又は九州大学大学院芸術工学府（以下「芸術工学府」という。）において行うものとする。
- 5 前項の在学者の教育課程の履修その他当該学生の教育に必要な事項については、九州芸術工科大学学則（平成5年4月1日施行）等の規定によるものとする。ただし、これによることができない事項については、総長又は芸術工学部若しくは芸術工学府の教授会が定めるところによる。
- 6 第12条の3に規定する附置研究所等は、文部科学大臣の認定期間である平成34年3月31日までの間存続するものとする。
- 7 第13条第1項に規定する宙空環境研究センターは、平成24年3月31日まで存続するものとする。
- 8 第14条第1項に規定する工学研究院附属の環境システム科学研究センターは平成20年3月31日まで、生体防御医学研究所附属の感染防御研究センターは平成23年3月31日まで、応用力学研究所附属の力学シミュレーション研究センター及び炉心理工学研究センターは平成19年3月31日まで存続するものとする。
- 9 法人法等関係法令又はこの学則等に基づき定める諸規則等のほか、承継的、定型的又は簡易な事項で総長が必要と認めるものについては、当分の間、総長が定めるところにより、廃止前の国立学校設置法（昭和24年法律第150号）に基づき設置された九州大学の諸規則等の規定を適用又は準用するものとする。

附 則（平成16年度九大規則第193号）

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 人間環境学府発達・社会システム専攻は、改正後の第6条第1項の規定にかかわらず、平成17年3月31日に当該専攻に在学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則（平成17年度九大規則第4号）

- 1 この規則は、平成17年7月15日から施行し、平成17年7月1日から適用する。
- 2 改正後の第13条第1項に規定するデジタルメディシン・イニシアティブ及びアジア総合政策センターは、平成22年6月30日まで存続するものとする。

附 則（平成17年度九大規則第23号）

この規則は、平成17年11月7日から施行する。

附 則（平成17年度九大規則第30号）

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 薬学部総合薬学科は、改正後の第3条第1項の規定にかかわらず、平成18年3月31日に当該学科に在学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則（平成18年度九大規則第2号）

この規則は、平成18年6月1日から施行する。

附 則（平成18年度九大規則第25号）

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成18年度九大規則第37号）

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第14条第1項に規定する応用力学研究所附属の東アジア海洋大気環境研究センター及び高温プラズマ力学研究センターは、平成29年3月31日まで存続するものとする。
- 3 改正後の第22条第2項に規定する准助教の職種は、平成19年4月1日に当該職に在職する者が在職しなくなる日において、廃止する。

附 則（平成19年度九大規則第27号）

この規則は、平成19年11月1日から施行する。

附 則（平成19年度九大規則第31号）

この規則は、平成19年12月26日から施行する。

附 則（平成19年度九大規則第58号）

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 理学府基礎粒子系科学専攻、分子科学専攻、凝縮系科学専攻及び生物科学専攻並びに医学系学府機能制御医学専攻、生殖発達医学専攻、病態医学専攻、臓器機能医学専攻、分子常態医学専攻及び環境社会医学専攻は、改正後の九州大学学則（以下「新規則」という。）第6条第1項の規定にかかわらず、平成20年3月31日に当該専攻に在学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

- 3 新規則第14条第1項に規定する工学研究院附属の循環型社会システム工学研究センターは、平成30年3月31日まで存続するものとする。

附 則（平成20年度九大規則第1号）

この規則は、平成20年4月17日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成20年度九大規則第9号）

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成20年度九大規則第37号）

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 システム情報科学府情報理学専攻、知能システム学専攻、情報工学専攻、電気電子システム工学専攻及び電子デバイス工学専攻は、この規則による改正後の九州大学学則（以下「新学則」という。）第6条第1項の規定にかかわらず、平成21年3月31日に当該専攻に在学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則（平成21年度九大規則第1号）

この規則は、平成21年5月1日から施行する。

附 則（平成21年度九大規則第5号）

この規則は、平成21年6月1日から施行する。

附 則（平成21年度九大規則第12号）

この規則は、平成21年8月1日から施行し、第13条第1項にシンクロトン光利用研究センターを加える改正規定は、平成21年7月1日から適用する。

附 則（平成21年度九大規則第20号）

1 この規則は、平成21年10月1日から施行する。

2 この規則による改正後の九州大学学則第36条の6の規定は、平成21年9月1日から適用する。

附 則（平成21年度九大規則第33号）

この規則は、平成21年11月1日から施行する。

附 則（平成21年度九大規則第49号）

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

2 法学府基礎法学専攻、公法・社会法学専攻、民刑事法学専攻、国際関係法学専攻及び政治学専攻並びに薬学府医療薬科学専攻（修士課程）及び創薬科学専攻（修士課程）並びに工学府機械科学専攻及び知能機械システム専攻並びに生物資源環境科学府生物資源開発管理学専攻、植物資源科学専攻、生物機能科学専攻、動物資源科学専攻、農業資源経済学専攻、生産環境科学専攻、森林資源科学専攻及び遺伝子資源工学専攻は、この規則による改正後の九州大学学則（以下「新規則」という。）第6条第1項の規定にかかわらず、平成22年3月31日に当該専攻に在学する者が在学なくなる日までの間、存続するものとする。

3 九州大学学則（平成16年度九大規則第1号）附則第6項の規定にかかわらず、生体防御医学研究所附属の感染防御研究センターは、廃止する。

附 則（平成22年度九大規則第1号）

この規則は、平成22年4月28日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則（平成22年度九大規則第6号）

この規則は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（平成22年度九大規則第12号）

1 この規則は、平成22年8月1日から施行する。ただし、第13条第1項に応用知覚研究センターを加える改正規定は同年9月1日から施行する。

2 この規則による改正後の九州大学学則第13条第1項に規定する応用知覚研究センターは、平成24年3月31日まで存続するものとする。

附 則（平成22年度九大規則第30号）

この規則は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（平成22年度九大規則第45号）

この規則は、平成22年12月1日から施行する。

附 則（平成22年度九大規則第47号）

この規則は、平成22年12月1日から施行する。

附 則（平成22年度九大規則第74号）

この規則は、平成23年1月1日から施行する。

附 則（平成22年度九大規則第78号）

この規則は、平成23年2月1日から施行する。

附 則（平成22年度九大規則第81号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年度九大規則第1号）

この規則は、平成23年5月1日から施行する。

附 則（平成23年度九大規則第4号）

この規則は、平成23年6月1日から施行する。

附 則（平成23年度九大規則第8号）

1 この規則は、平成23年7月1日から施行する。

2 この規則による改正後の九州大学学則第14条第1項に規定するシステム情報科学府附属の高度ICT人材教育開発センターは、平成32年3月31日まで存続するものとする。

附 則（平成23年度九大規則第10号）

この規則は、平成23年8月1日から施行する。

附 則（平成23年度九大規則第12号）

この規則は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平成23年度九大規則第68号）

この規則は、平成23年11月1日から施行する。

附 則（平成23年度九大規則第72号）

この規則は、平成24年1月1日から施行する。

附 則（平成23年度九大規則第80号）

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

2 この規則の施行前に設置された薬学府医療薬科学専攻（博士後期課程）及び創薬科学専攻（博士後期課程）は、この規則による改正後の九州大学学則第6条第1項の規定にかかわらず、平成24年3月31日に当該専攻に在学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則（平成24年度九大規則第11号）

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

附 則（平成24年度九大規則第29号）

この規則は、平成24年12月1日から施行する。ただし、第25条に係る改正規定は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成24年度九大規則第36号）

この規則は、平成25年1月1日から施行する。

附 則（平成24年度九大規則第37号）

この規則は、平成25年2月1日から施行する。

附 則（平成24年度九大規則第42号）

この規則は、平成25年3月1日から施行する。

附 則（平成24年度九大規則第45号）

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の九州大学学則第14条第1項に規定する自然エネルギー統合利用センターは、平成35年3月31日まで存続するものとする。

附 則（平成25年度九大規則第2号）

この規則は、平成25年5月1日から施行する。

附 則（平成25年度九大規則第8号）

この規則は、平成25年6月3日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成25年度九大規則第10号）

この規則は、平成25年7月1日から施行する。

附 則（平成25年度九大規則第16号）

この規則は、平成25年8月1日から施行する。ただし、知的財産本部の名称及び目的に係る改正規定は、平成25年9月1日から施行する。

附 則（平成25年度九大規則第40号）

この規則は、平成25年11月1日から施行する。

附 則（平成25年度九大規則第47号）

この規則は、平成25年12月1日から施行する。ただし、第14条第1項の表に薬学研究院の項を加える改正規定は、平成26年1月1日から施行する。

附 則（平成25年度九大規則第51号）

この規則は、平成26年1月1日から施行する。

附 則（平成25年度九大規則第76号）

この規則は、平成26年1月27日から施行する。

附 則（平成25年度九大規則第78号）

この規則は、平成26年3月1日から施行する。

附 則（平成25年度九大規則第83号）

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

2 比較社会文化学府は、この規則による改正後の九州大学学則第6条第1項の規定にかかわらず、平成26年3月31日に当該学府に在学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則（平成26年度九大規則第2号）

この規則は、平成26年4月30日から施行し、この規則による改正後の九州大学学則の規定は、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成26年度九大規則第6号）

この規則は、平成26年8月1日から施行する。

附 則（平成26年度九大規則第11号）

この規則は、平成26年10月1日から施行する。ただし、第13条第1項の表に係る改正規定は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成26年度九大規則第60号）

この規則は、平成26年12月1日から施行する。

附 則（平成26年度九大規則第70号）

この規則は、平成27年1月22日から施行する。

附 則（平成26年度九大規則第76号）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

2 九州大学高等教育機構規則（平成18年度九大規則第3号）は、廃止する。

附 則（平成26年度九大規則第77号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成26年度九大規則第120号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年度九大規則第2号）

この規則は、平成27年6月1日から施行する。

附 則（平成27年度九大規則第9号）

この規則は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成27年度九大規則第21号）

この規則は、平成27年12月1日から施行する。

附 則（平成27年度九大規則第23号）

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成27年度九大規則第26号）

この規則は、平成28年2月1日から施行する。

附 則（平成27年度九大規則第31号）

この規則は、平成28年3月1日から施行する。

附 則（平成27年度九大規則第34号）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の九州大学学則第14条第1項に規定する次世代冷媒物性評価研究センターは、平成33年3月31日まで存続するものとする。

附 則（平成28年度九大規則第3号）

この規則は、平成28年6月1日から施行する。

附 則（平成28年度九大規則第8号）

この規則は、平成28年7月1日から施行する。

附 則（平成28年度九大規則第14号）

この規則は、平成28年7月29日から施行する。

附 則（平成28年度九大規則第20号）

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

附 則 (平成28年度九大規則第65号)

この規則は、平成28年12月1日から施行する。

附 則 (平成28年度九大規則第69号)

この規則は、平成29年1月1日から施行する。

附 則 (平成28年度九大規則第76号)

この規則は、平成29年2月1日から施行する。

附 則 (平成28年度九大規則第81号)

この規則は、平成29年3月1日から施行する。

附 則 (平成28年度九大規則第85号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第14条第1項の表中のオーラルヘルス・ブレインヘルス・トータルヘルス研究センターを加える規定は、平成28年4月1日から適用する。

附 則 (平成29年度九大規則第1号)

この規則は、平成29年5月1日から施行する。

附 則 (平成29年度九大規則第5号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年度九大規則第8号)

この規則は、平成29年10月1日から施行する。

附 則 (平成29年度九大規則第23号)

この規則は、平成29年11月1日から施行する。

附 則 (平成29年度九大規則第40号)

この規則は、平成30年1月1日から施行する。

附 則 (平成29年度九大規則第48号)

この規則は、平成30年2月1日から施行する。

附 則 (平成29年度九大規則第67号)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

2 生物資源環境科学府生物産業創成専攻は、この規則による改正後の九州大学学則第6条第1項の規定にかかわらず、平成30年3月31日に当該専攻に在学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則 (平成30年度九大規則第1号)

この規則は、平成30年5月1日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則 (平成30年度九大規則第11号)

この規則は、平成30年7月1日から施行する。ただし、第13条の2の規定は、平成30年4月1日から適用する。

附 則 (平成30年度九大規則第18号)

この規則は、平成30年11月1日から施行する。

附 則 (平成30年度九大規則第22号)

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

附 則 (平成30年度九大規則第49号)

この規則は、平成31年1月1日から施行する。

附 則 (平成30年度九大規則第60号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年度九大規則第2号)

この規則は、令和元年8月1日から施行する。

九州大学学部通則（案）

平成16年度九大規則第2号  
制定：平成16年4月1日  
最終改正：令和2年月日  
（令和元年度九大規則第号）

目次

- 第1章 総則（第1条～第6条）
- 第2章 入学、再入学、転学部、転入学及び編入学（第7条～第14条）
- 第3章 教育課程、卒業の認定等（第15条～第25条）
- 第4章 退学、転学、留学及び休学（第26条～第33条）
- 第5章 表彰、除籍及び懲戒（第34条～第37条）
- 第6章 検定料、入学料、授業料及び寄宿料（第38条～第42条）
- 第7章 科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、研究生及び専修生（第43条～第47条）

附則

第1章 総則  
（趣旨）

第1条 この規則は、九州大学学則（平成16年度九大規則第1号）第3条第5項の規定に基づき、学部の修業年限、教育課程、学生の入学、退学、卒業その他の学生の修学上必要な事項を定めるものとする。

（修業年限等）

第2条 修業年限は、4年とする。

2 前項の規定にかかわらず、医学部医学科、歯学部及び薬学部臨床薬学科の修業年限は、6年とする。【学教法第87条】

3 九州大学（以下「本学」という。）の科目等履修生として一定の単位を修得した者が本学に入学する場合において、当該単位の修得により教育課程の一部を履修したと認められるときは、その単位数に応じて相当期間を修業年限の2分の1を超えない範囲で修業年限に通算することができる。

4 前項の修業年限の通算は、学部教授会の議を経て各学部長が定める。

（在学期間の限度）

第3条 在学期間の限度は、8年とする。

2 前項の規定にかかわらず、医学部医学科、歯学部及び薬学部臨床薬学科の在学期間の限度は、12年とする。

（定員）

第4条 各学部・学科の学生定員は、別表のとおりとする。

（学年及び学期）

第5条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。【学教法規則第163条】

2 学期の区分は、各学部規則において定める。【大学設置基準第23条】

3 前項に定める各学期は、2つの授業期間に区分することができる。

（休業日）

第6条 休業日（授業を行わない日）は、次のとおりとする。

日曜日及び土曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

本学記念日 5月11日

別に定める春季、夏季及び冬季の各休業日

【大学設置基準第22条】

2 臨時の休業日は、その都度定める。

3 前2項の休業日において、特に必要がある場合には、授業を行うことがある。

第2章 入学、再入学、転学部、転入学及び編入学

（入学の時期）

第7条 学生の入学の時期は、学年の始めとする。ただし、特に必要があり、かつ、教育上支障がないと認めるときは、学期の始めに入学させることができる。

(入学資格)

第8条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号。以下この条において「旧規程」という。）による大学入学資格検定（以下この条において「旧検定」という。）に合格した者を含む。）
- (8) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、本学において、本学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの **【学教法第90条、学教法規則第150条】**

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であって、本学の定める分野において特に優れた資質を有すると認めるものを、本学に入学させることができる。

- (1) 高等学校に2年以上在学した者
- (2) 中等教育学校の後期課程、高等専門学校又は特別支援学校の高等部に2年以上在学した者
- (3) 外国において、学校教育における9年の課程に引き続く学校教育の課程に2年以上在学した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設（高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定したものを含む。）の当該課程に2年以上在学した者
- (5) 前項第5号に規定する専修学校の高等課程に同号に規定する文部科学大臣が定める日以後において2年以上在学した者
- (6) 文部科学大臣が指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則第4条に定める試験科目の全部（試験の免除を受けた試験科目を除く。）について合格点を得た者（旧規程第4条に規定する受験科目の全部（旧検定の一部免除を受けた者については、その免除を受けた科目を除く。）について合格点を得た者を含む。）で17歳に達したもの **【学教法第90条、学教法規則第153条、第154条】**

(入学の出願)

第9条 入学を志願する者は、所定の期日までに、入学志願票に、所定の入学検定料その他別に定める書類を添えて願い出なければならない。

(入学者選抜)

第10条 前条の入学を志願する者については、入学者選抜を行う。 **【学教法規則第144条】**

(入学の手續及び許可)

第10条の2 総長は、前条の入学者選抜の結果合格した者で、所定の期日までに入学料の納付（入学料の全部若しくは一部の免除又は徴収猶予を受けようとする者にあつては、当該免除又は徴収猶予に係る申請）及び所定の書類の提出を完了したものに入学を許可する。

(再入学)

第11条 第26条の規定により退学した後、再び同一学部に入學を志願する者については、選

考の上、再入学を許可することがある。

(転入学又は編入学)

第12条 次の各号のいずれかに該当する者については、選考の上、転入学又は編入学を許可することができる。

- (1) 他の大学の学生で、本学に転入学を志願する者
- (2) 我が国において、外国の大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程に在学した者(学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。)で、本学に転入学を志願するもの
- (3) 大学において単位(科目等履修生として修得した単位を除く。)を修得した者で、編入学を志願するもの
- (4) 大学を卒業し、又は学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者で、編入学を志願するもの
- (5) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者で、編入学を志願するもの
- (6) 外国の短期大学を卒業した者及び外国の短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を我が国において修了した者(学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。)で、本学に編入学を志願するもの
- (7) 専修学校の専門課程(修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者(学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。)で、編入学を志願するもの
- (8) 高等学校の専攻科の課程(修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者(学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。)で、編入学を志願するもの

(転学部)

第12条の2 学部長は、本学の学生で転学部を志願する者について、学部教授会の議を経て選考の上、転学部を許可することができる。

(再入学、転入学及び編入学の手續及び許可)

第13条 第11条及び第12条に規定する再入学、転入学及び編入学に係る手續及び許可については、第10条の2の規定を準用する。

(再入学等における修業年限等の取扱い)

第14条 第11条から第12条の2までの規定により再入学、転学部、転入学及び編入学(以下「再入学等」という。)を許可された者の修業年限及び既修得単位の認定については、学部教授会の議を経て各学部長が別に定める。

2 前項の規定により修業年限を定められた者の在学期間の限度は、当該修業年限の2倍とする。

第3章 教育課程、卒業の認定等

(教育課程)

第15条 各学部の教育課程は、基幹教育科目及び専攻教育科目により編成するものとする。

2 前項の基幹教育科目の履修については、別に定める。

3 第1項の教育課程及び卒業の認定については、各学部規則において定める。

(チャレンジ21)

第16条 本学に、学部ごとに編成する教育課程のほか、学部共通の課程を置く。

2 前項の課程をチャレンジ21と称し、当該課程について必要な事項は、別に定める。

(授業の方法)

第16条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 各学部は、文部科学大臣が定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 各学部は、第1項の授業を、外国において履修させることができる。第2項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所でも履修させる場合についても、同様とする。

【大学設置基準第25条】

(単位の計算方法)

第17条 各授業科目(基幹教育科目を除く。)の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で各学部規則に定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で各学部規則に定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、当該学部規則に定める時間の授業をもって1単位とすることができる。
- (3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して当該学部規則に定める時間の授業をもって1単位とする。 **【大学設置基準第21条】**

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目について、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認める場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。 **【大学設置基準第21条】**

3 基幹教育科目の各授業科目の単位の計算方法は、別に定める。

(成績評価基準等の明示等)

第17条の2 学部長は、学生に対して、授業科目の授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 学部長は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。 **【大学設置基準第25条の2】**

(成績評価)

第17条の3 学生が履修した授業科目について、試験により成績評価を行う。ただし、平素の成績をもって、試験の成績に代えることができる。

2 各授業科目の成績は、A、B、C、D及びFの5種の評語をもってあらわし、A、B、C及びDを合格とし、Fを不合格とする。

- A 基準を大きく超えて優秀である。
- B 基準を超えて優秀である。
- C 望ましい基準に達している。
- D 単位を認める最低限の基準には達している。
- F 基準を大きく下回る。

3 前項の規定にかかわらず、演習、実験、実習等の可否等により判定する授業科目は、R又はFの評語をもってあらわすことができるものとし、Rを合格とする。

4 前3項に定めるもののほか成績評価に関し必要な事項は、別に定める。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第17条の4 学部長は、当該学部の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。 **【大学設置基準第25条の3】**

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修)

第18条 学部長は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、当該学部における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。 **【大学設置基準第28条】**

2 前項の規定は、学生が、外国の大学又は短期大学に留学する場合、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。 **【大学設置基準第28条】**

(休学期間中の外国の大学又は短期大学における授業科目の履修)

第19条 学部長は、教育上有益と認めるときは、学生が休学期間中に外国の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得

したものとみなすことができる。

(大学以外の教育施設における学修)

第20条 学部長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、学部教授会の議を経て各学部長が定めるところにより単位を与えることができる。

【大学設置基準第29条】

(入学前の既修得単位等の認定)

第21条 学部長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第31条の規定により科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学に入学した後の本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。外国の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位についても同様とする。

【大学設置基準第30条】

2 学部長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、学部教授会の議を経て各学部長が定めるところにより単位を与えることができる。

【大学設置基準第30条】

(本学において修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数の限度)

第22条 第18条から前条までの規定により本学において修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、第11条及び第12条に規定する再入学等の場合を除き、合わせて60単位を超えないものとする。この場合において、入学前の既修得単位等で第15条第1項に規定する基幹教育科目の授業科目の履修により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、30単位を超えないものとする。

【大学設置基準第28条、第29条、第30条】

(長期にわたる教育課程の履修)

第23条 学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を学部長に申し出たときは、学部教授会の議を経て各学部長が定めるところにより、その計画的な履修を認めることができる。

【大学設置基準第30条の2】

(卒業)

第24条 第2条に規定する期間在学し、所定の授業科目及び単位数を履修修得した者は、卒業者とし、これに卒業証書を授与する。

【大学設置基準第32条】

2 前項の規定にかかわらず、本学の各学部(医学部医学科、歯学部及び薬学部臨床薬学科を除く。)に3年以上在学した者で、各学部規則の定めるところにより、所定の授業科目及び単位数を優秀な成績で履修修得したものは、卒業者とし、卒業証書を授与することができる。

3 第1項の規定による卒業に必要な単位のうち、第16条の3第2項及び第3項に規定する授業の方法により修得する単位数は、60単位を超えないものとする。ただし、卒業に必要な単位が124単位(医学部医学科及び歯学部歯学科にあつては188単位、薬学部臨床薬学科にあつては186単位)を超える学部にあつては、その超える部分の単位数を60単位に加えることができる。

【学教法第89条】

(学位の授与)

第25条 卒業者には、九州大学学位規則(平成16年度九大規則第86号)の定めるところにより、学士の学位を授与するものとする。

【学教法第104条】【学位規則第2条】

第4章 退学、転学、留学及び休学

(退学)

第26条 学生が退学しようとするときは、学部長を経て総長に退学許可願を提出し、その許可を受けなければならない。

(転学)

第27条 他の大学に転学を志望する学生は、学部長を経て総長に転学許可願を提出し、その許可を受けなければならない。

(留学)

第28条 外国の大学又は短期大学に留学を志望する学生は、学部長に留学許可願を提出し、その許可を受けなければならない。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第2条の修業年限に通算することができる。

(休学)

第29条 疾病又は経済的理由のため2月以上修学できない学生は、学部長の許可を得て、その学年の終りまで休学することができる。

2 前項のほか、特別の事情があると認められたときは、学部長は、休学を許可することができる。

第30条 疾病のため修学が不相当と認められる学生に対しては、学部長は、休学を命ずることができる。

第31条 休学期間中に、その事由が消滅したときは、学部長の許可を得て、復学することができる。

第32条 休学した期間は、在学期間に算入しない。

第33条 休学期間は、第2条に規定する修業年限の年数を超えることはできない。ただし、第11条又は第12条の規定により再入学等をした者の休学期間は、第14条第1項に規定する修業年限の年数を超えることができない。

第5章 表彰、除籍及び懲戒

(表彰)

第34条 学生に表彰に値する行為があったときは、総長が表彰することがある。

2 表彰に関し必要な事項は、別に定める。

(除籍)

第35条 総長は、学部長の報告により学生が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該学生を除籍することができる。

(1) 欠席が長期にわたるとき。

(2) 成業の見込みがないとき。

(3) 長期間にわたり行方不明のとき。

(4) 第3条又は第14条第2項に規定する在学期間の限度を超えたとき。

(5) 第33条に規定する休学期間を超えてなお復学できないとき。

第36条 総長は、学生が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該学生を除籍する。

(1) 入学料の一部を免除された者若しくは免除を不許可とされた者又は入学料の徴収を猶予された者若しくは徴収の猶予を不許可とされた者が、所定の期日までに入学料を納付しないとき。

(2) 授業料の納付を怠り、督促を受けてなお納付しないとき。

(懲戒)

第37条 総長は、学生が本学の規則に違反し、又はその本分に反する行為があったときは、当該学生を懲戒する。

2 前項の場合における懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

3 懲戒の手続その他懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

第6章 検定料、入学料、授業料及び寄宿料

(検定料)

第38条 入学(再入学、転入学又は編入学を含む。次条において同じ。)を志願する者は、検定料を納付しなければならない。

(入学料)

第39条 入学に当たっては、入学料を納付しなければならない。

2 入学料の納付が困難な者に対し、その全部若しくは一部を免除し、又は徴収猶予することができる。

3 前項の入学料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。

(授業料)

第40条 各年度に係る授業料は、次の表に掲げる納付区分ごとに、それぞれ授業料の年額の2分の1に相当する額を同表に掲げる納期に納付しなければならない。ただし、当該期の授業料

の免除、徴収猶予又は月割分納を申請した者の納期については、この限りでない。

納 付 区 分	納 期
前期（４月１日から９月３０日まで）	４月３０日まで
後期（１０月１日から３月３１日まで）	１０月３１日まで

- 2 休学が前項に定めた授業料納付区分の全期間である場合は、その期間分の授業料を免除する。
- 3 経済的理由により授業料を納付することが困難であると認められ、かつ、学業が優秀と認められる者その他やむを得ない特別の事情があると認められる者については、授業料の全部若しくは一部を免除し、徴収猶予し、又は月割分納を許可することができる。

- 4 前項の授業料の免除、徴収猶予及び月割分納に関し必要な事項は、別に定める。  
(寄宿料)

第４１条 寄宿舎に入居した者は、所定の期日までに、寄宿料を納付しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、特別の事情があると認められる者については、寄宿料を免除することができる。

(検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額等)

第４２条 検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額、徴収方法その他の必要な事項については、国立大学法人九州大学における授業料その他の費用に関する規程（平成１６年度九大会規第１２号。以下「費用規程」という。）に定める。

第７章 科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、研究生及び専修生  
(科目等履修生)

第４３条 本学の学生以外の者で、学部の授業科目のうち一又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、科目等履修生として入学を許可することがある。

**【大学設置基準第３１条】**

- 2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。  
(聴講生)

第４４条 本学において、学部で開講する特定の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、当該学部の教育研究上支障がない場合に限り、選考の上、聴講生として入学を許可することがある。

- 2 聴講生に関し必要な事項は、別に定める。  
(特別聴講学生)

第４５条 他の大学又は外国の大学の学生で、本学において、学部で開講する特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該他の大学又は外国の大学との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することがある。

- 2 特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。  
(研究生及び専修生)

第４６条 学部において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、当該学部の教育研究上支障がない場合に限り、選考の上、研究生又は専修生として入学を許可することがある。

- 2 研究生及び専修生に関し必要な事項は、別に定める。  
(授業料等)

第４７条 科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、研究生及び専修生の検定料、入学料及び授業料の額、徴収方法その他の必要な事項については、費用規程に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成１６年４月１日から施行する。
- 2 平成１６年３月３１日に本学に在学し、平成１６年４月１日以降も引き続き在学する者の教育課程の履修その他当該学生の教育に必要な事項については、九州大学通則（昭和２４年６月１日施行）等の規定によるものとする。

- 附 則（平成16年度九大規則第194号）  
この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 附 則（平成17年度九大規則第31号）  
この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 附 則（平成18年度九大規則第38号）  
この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 附 則（平成19年度九大規則第32号）  
この規則は、平成19年12月26日から施行する。
- 附 則（平成19年度九大規則第59号）
- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
  - 2 改正後の九州大学学部通則第16条の2の規定は、平成20年度に九州大学に入学する者から適用する。
- 附 則（平成20年度九大規則第38号）  
この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 附 則（平成21年度九大規則第50号）  
この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 附 則（平成22年度九大規則第83号）  
この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 附 則（平成23年度九大規則第81号）  
この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 附 則（平成24年度九大規則第47号）  
この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 附 則（平成25年度九大規則第84号）
- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
  - 2 この規則による改正後の九州大学学部通則第15条及び第22条の規定は、平成26年度に九州大学に入学する者から適用し、平成26年3月31日に九州大学に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。
- 附 則（平成26年度九大規則第78号）  
この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 附 則（平成27年度九大規則第36号）  
この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 附 則（平成28年度九大規則第86号）  
この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 附 則（平成29年度九大規則第6号）  
この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 附 則（平成29年度九大規則第68号）
- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
  - 2 この規則による改正後の九州大学学部通則は、平成30年度に九州大学に入学する者から適用し、平成30年3月31日に九州大学に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。
- 附 則（平成30年度九大規則第61号）  
この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 附 則（令和元年度九大規則第 号）  
この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

学部名	学科名	学生定員						収容定員
		1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	6年次	
共創学部	共創学科	105	105	105	—	—	—	315
文学部	人文学科	151	151	151	160	—	—	613
教育学部		46	46	46	50	—	—	188
法学部		189	189	189	200	—	—	767
経済学部	経済・経営学科	141	141	141 (10)	150 (10)	—	—	573 (20)
	経済工学科	85	85	85 (10)	90 (10)	—	—	345 (20)
	計	226	226	226 (20)	240 (20)	—	—	918 (40)
理学部	物理学科	55	55	55	59	—	—	224
	化学科	62	62	62	67	—	—	253
	地球惑星科学科	45	45	45	48	—	—	183
	数学科	50	50	50 (5)	54 (5)	—	—	204 (10)
	生物学科	46	46	46	49	—	—	187
	計	258	258	258 (5)	277 (5)	—	—	1,051 (10)
医学部	医学科	110	111	111	111	111	111	665
	生命科学科	12	12	12	12	—	—	48
	保健学科	134	134	134	137	—	—	539
	計	256	257	257	260	111	111	1,252
歯学部	歯学科	53	53	53	53	53	53	318
薬学部	創薬科学科	49	49	49	50	—	—	197
	臨床薬学科	30	30	30	30	30	30	180

	計	79	79	79	80	30	30	377
工学部	建築学科	58	58	58	60	—	—	234
	電気情報工学科	153	153	153	158	—	—	617
	物質科学工学科	163	163	163	168	—	—	657
	地球環境工学科	145	145	145	150	—	—	585
	エネルギー科学科	95	95	95	99	—	—	384
	機械航空工学科	164	164	164	169	—	—	661
	計	778	778	778	804	—	—	3,138
芸術工学部	(環境設計学科)	—	35	35	38	—	—	108
	(工業設計学科)	—	45	45	48	—	—	138
	(画像設計学科)	—	35	35	38	—	—	108
	(音響設計学科)	—	35	35	38	—	—	108
	(芸術情報設計学科)	—	37	37	40	—	—	114
	芸術工学科	187	—	—	—	—	—	187
	計	187	187	187	202	—	—	763
農学部	生物資源環境学科	226	226	226	229	—	—	907
総	計	2,554	2,555	2,555 (25)	2,555 (25)	194	194	10,607 (50)

(備考)

- 1 学生定員の（ ）を付したものは3年次編入学定員で外数
- 2 （ ）を付した学科は、学部の改組により、学生募集を停止したものである。
- 3 外国人である学生は、定員外とすることができる。

九州大学学部通則の一部を改正する規則（案）

令和元年度九大規則第 号  
制 定：令和2年 月 日

医学部医学科の学生定員（令和2年度）を変更することに伴い、九州大学学部通則（平成16年度九大規則第2号）の一部を次のように改正する。

(新)	(旧)
<p>(略)</p> <p>(定員)</p> <p>第4条 各学部・学科の学生定員は、別表のとおりとする。</p> <p>(略)</p> <p>別表 <u>(別紙のとおり)</u></p>	<p>(略)</p> <p>(定員)</p> <p>第4条 (同左)</p> <p>(略)</p> <p>別表 <u>(別紙のとおり)</u></p>

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

新

学部名	学科名	学生定員						収容定員
		1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	6年次	
共創学部	共創学科	105	105	105	—	—	—	315
文学部	人文学科	151	151	151	160	—	—	613
教育学部		46	46	46	50	—	—	188
法学部		189	189	189	200	—	—	767
経済学部	経済・経営学科	141	141	141 (10)	150 (10)	—	—	573 (20)
	経済工学科	85	85	85 (10)	90 (10)	—	—	345 (20)
	計	226	226	226 (20)	240 (20)	—	—	918 (40)
理学部	物理学科	55	55	55	59	—	—	224
	化学科	62	62	62	67	—	—	253
	地球惑星科学科	45	45	45	48	—	—	183
	数学科	50	50	50 (5)	54 (5)	—	—	204 (10)
	生物学科	46	46	46	49	—	—	187
	計	258	258	258 (5)	277 (5)	—	—	1,051 (10)
医学部	医学科	<u>110</u>	111	111	111	111	111	<u>665</u>
	生命科学科	12	12	12	12	—	—	48
	保健学科	134	134	134	137	—	—	539
	計	<u>256</u>	257	257	260	111	111	<u>1,252</u>

歯学部	歯学科	53	53	53	53	53	53	318
薬学部	創薬科学科	49	49	49	50	—	—	197
	臨床薬学科	30	30	30	30	30	30	180
	計	79	79	79	80	30	30	377
工学部	建築学科	58	58	58	60	—	—	234
	電気情報工学科	153	153	153	158	—	—	617
	物質科学工学科	163	163	163	168	—	—	657
	地球環境工学科	145	145	145	150	—	—	585
	エネルギー科学科	95	95	95	99	—	—	384
	機械航空工学科	164	164	164	169	—	—	661
	計	778	778	778	804	—	—	3,138
芸術工学部	(環境設計学科)	—	35	35	38	—	—	108
	(工業設計学科)	—	45	45	48	—	—	138
	(画像設計学科)	—	35	35	38	—	—	108
	(音響設計学科)	—	35	35	38	—	—	108
	(芸術情報設計学科)	—	37	37	40	—	—	114
	芸術工学科	187	—	—	—	—	—	187
	計	187	187	187	202	—	—	763
農学部	生物資源環境学科	226	226	226	229	—	—	907
総	計	<u>2,554</u>	2,555	2,555 (25)	2,555 (25)	194	194	<u>10,607</u> (50)

(備考)

- 1 学生定員の ( ) を付したものは3年次編入学定員で外数
- 2 ( ) を付した学科は、学部の改組により、学生募集を停止したものである。
- 3 外国人である学生は、定員外とすることができる。

別表（第4条関係）

学部名	学科名	学生定員						収容定員
		1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	6年次	
共創学部	共創学科	105	105	—	—	—	—	210
文学部	人文学科	151	151	160	160	—	—	622
教育学部		46	46	50	50	—	—	192
法学部		189	189	200	200	—	—	778
経済学部	経済・経営学科	141	141	150 (10)	150 (10)	—	—	582 (20)
	経済工学科	85	85	90 (10)	90 (10)	—	—	350 (20)
	計	226	226	240 (20)	240 (20)	—	—	932 (40)
理学部	物理学科	55	55	59	59	—	—	228
	化学科	62	62	67	67	—	—	258
	地球惑星科学科	45	45	48	48	—	—	186
	数学科	50	50	54 (5)	54 (5)	—	—	208 (10)
	生物学科	46	46	49	49	—	—	190
	計	258	258	277 (5)	277 (5)	—	—	1,070 (10)
医学部	医学科	<u>111</u>	111	111	111	111	111	<u>666</u>
	生命科学科	12	12	12	12	—	—	48
	保健学科	134	134	137	137	—	—	542
	計	<u>257</u>	257	260	260	111	111	<u>1,256</u>

歯学部	歯学科	53	53	53	53	53	53	318
薬学部	創薬科学科	49	49	50	50	—	—	198
	臨床薬学科	30	30	30	30	30	30	180
	計	79	79	80	80	30	30	378
工学部	建築学科	58	58	60	60	—	—	236
	電気情報工学科	153	153	158	158	—	—	622
	物質科学工学科	163	163	168	168	—	—	662
	地球環境工学科	145	145	150	150	—	—	590
	エネルギー科学科	95	95	99	99	—	—	388
	機械航空工学科	164	164	169	169	—	—	666
	計	778	778	804	804	—	—	3,164
芸術工学部	環境設計学科	35	35	38	38	—	—	146
	工業設計学科	45	45	48	48	—	—	186
	画像設計学科	35	35	38	38	—	—	146
	音響設計学科	35	35	38	38	—	—	146
	芸術情報設計学科	37	37	40	40	—	—	154
	計	187	187	202	202	—	—	778
農学部	生物資源環境学科	226	226	229	229	—	—	910
総	計	<u>2,555</u>	2,555	2,555 (25)	2,555 (25)	194	194	<u>10,608</u> (50)

(備考)

- 1 学生定員の ( ) を付したものは3年次編入学定員で外数
- 2 外国人である学生は、定員外とすることができる。

## 学則の変更の趣旨を記載した書類（目次）

- ア 学則変更（収容定員変更）の内容 . . . 1
- イ 学則変更（収容定員変更）の必要性 . . . 1
- ウ 学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程等の変更内容 . . . 1
  - (ア) 教育課程の変更内容 . . . 1
  - (イ) 教育方法及び履修指導方法の変更内容 . . . 2
  - (ウ) 教員組織の変更内容 . . . 3
  - (エ) 大学全体の施設・設備の変更内容 . . . 3
- エ 大学設置基準第 25 条の 4 の規定に基づき授業の一部をサテライトキャンパス等の校舎以外の場所で行う場合の具体的計画 . . . . . 3

## ア 学則変更（収容定員変更）の内容

九州大学医学部医学科の入学定員については、平成21年度に「経済財政改革の基本方針2008」に基づき5名の恒久定員増を実施し105名とした。また、平成22年度に「経済財政改革の基本方針2009」に基づき5名、平成23年度に「新成長戦略」に基づき1名について、平成31年度までの期限を付した臨時定員増をそれぞれ実施した。平成22年度に臨時定員増を実施した5名の入学定員について、令和2年度及び令和3年度の入学定員5名増を行い、105名から110名に変更する。これに併せて、学年進行終了時の令和7年度の収容定員についても令和3年度までの期限を付した臨時の入学定員増を踏まえ、再度の定員増を行わなかった場合の630名から640名に変更する。

## イ 学則変更（収容定員変更）の必要性

臨時入学定員が令和元年度末で解消となるため、その必要性を精査した結果、地域の医師確保等の観点から、入学定員増を必要とするもので、今回の入学定員増は、平成22年度の歯学部入学定員の削減を行う大学の特例に伴うものと同数である。

本学では、地域住民の医療の均てん化のために九州沖縄各県のみならず九州以外の基幹病院等へ多くの医師を派遣しているが、地域病院機能の維持のためには、更なる派遣医師の増員が必要であり、医師養成が必要となる。また、医師不足が深刻化している産科、小児科及び救急医療について、この分野での医師養成は必須であり、併せて女性医師育児休業後の支援や再就業の調整も行っていくことが必要である。

## ウ 学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程等の変更内容

### (ア) 教育課程の変更内容

九州大学医学部では医学の使命を達成するための医師養成の教育課程の多くを既に導入しており、現時点においては、現状のカリキュラムで対応可能と判断しているため特段の変更は行わない。

## (イ) 教育方法及び履修指導方法の変更内容

教育課程の変更を予定していないため、教育方法及び履修指導方法の変更は行わない。

なお、医学部医学科の授業科目は、教養科目の基幹教育科目と専攻教育科目とで構成され、双方の科目を6年間の一貫教育として実施しているが、特に次の授業科目の中で、地域医療を担う医師の育成のための教育としての取組を行っており、同窓会や地域の医師会の協力を得て、地域の医療福祉施設等での体験実習も行っている。

### ①専攻教育科目

#### a) 「系統医学Ⅰ」

- ・臨床配属Ⅰ：14コマ（実習、必修） 受講学年：2年

#### b) 「系統医学Ⅲ」

- ・救急医療：8コマ（講義、必修） 受講学年：4年
- ・総合診療：7コマ（講義、必修） 受講学年：4年
- ・老年病学：11コマ（講義、必修） 受講学年：4年
- ・リハビリテーション：5コマ（講義、必修） 受講学年：4年
- ・緩和ケア：12コマ（講義、必修） 受講学年：4年

#### c) 「総合医学Ⅲ」

- ・地域包括ケアシステム：8コマ（講義、選択必修） 受講学年：4年

#### d) 「臨床実習Ⅰ」

- ・臨床実習：年間（実習、必修） 受講学年：5年

地域医療機関の小児科、小児外科、循環器内科、心臓外科、眼科、第二外科、泌尿器科、救命救急センター、整形外科、産科婦人科で模擬診療型または診療参加型実習（半日～1日/科）並びに地域医療実習（1週間）を必修として実施。

#### e) 「臨床実習Ⅱ」

- ・クリニカルクラークシップ：年間（実習、必修） 受講学年：6年  
各診療科（4診療科選択・各4週間）で、九大病院での実習の他に地域医療機関でも実習を実施。また、上記で「地域医療教育ユニット」を選択した場合、4週間全て地域の診療所・保健所等での実習となる。

## ②基幹教育科目

- ・インフォームドコンセント：10コマ（講義・演習、選択必修）受講学年：4年

※高年次基幹教育科目として、医歯薬学部合同授業として実施

## (ウ) 教員組織の変更内容

現状のカリキュラム及び定員に対応した教員配置がなされているため、特段の変更は行わない。

## (エ) 大学全体の施設・設備の変更内容

### ① 現有施設の改修について

平成21年度以降の定員増に伴い、必要な施設整備を行い、現在の定員への対応が可能となったことから、特段の整備を必要としない。

### ② 新規施設の建設について

引き続き現有施設での対応が可能であり、新規施設建設は行わない。

## エ 大学設置基準第25条の4の規定に基づき授業の一部をサテライトキャンパス等の校舎以外の場所で行う場合の具体的計画

本校の校舎以外の場所での授業開講はない。

## 教 員 名 簿

学 長 の 氏 名 等						
調書 番号	役職名	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月額基本給 (千円)	現 職 (就任年月)
-	学長	久保 千春 <平成26年10月>		医学博士		九州大学学長 (平26.10～令和2.9)

（注） 高等専門学校にあっては校長について記入すること。